

令和元年三重県議会定例会

教育警察常任委員会

I 所管事項説明

1 「『みえ県民力ビジョン・第三次行動計画』（仮称）中間案に対する意見」への回答について（教育委員会関係）	ページ 1
2 「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）」最終案について（教育委員会関係）	4
3 次期「三重県教育施策大綱」中間案（修正版）について	14
4 次期「三重県教育ビジョン（仮称）」中間案（修正版）について	38
5 地域課題解決型キャリア教育モデル構築事業の取組状況について	51
6 障がい者雇用の推進について	56
7 特別支援学校における寄宿舎について	58
8 高校生の交通安全教育について	60
9 児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の調査結果について	64
10 「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」中間案について	69
11 鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の施設見直しに関する民間活力導入可能性調査の経過報告について	74
12 三重県総合教育会議の開催状況について	80
13 審議会等の審議状況について	82

別冊 1-1 みえ県民力ビジョン第三次行動計画（仮称）【最終案】
（教育委員会関係抜粋版）

別冊 1-2 「県民力ビジョン・第三次行動計画」（最終案）新旧対照表

別冊 2-1 次期「三重県教育施策大綱」中間案（修正版）

別冊 2-2 次期「三重県教育施策大綱」中間案に対するご意見と県の対応、考え方

別冊 3-1 三重県教育ビジョン（仮称）【中間案（修正版）】

別冊 3-2 次期「三重県教育ビジョン」中間案（修正版）新旧対照表（案）

別冊 3-3 次期「三重県教育ビジョン（仮称）」中間案にかかるパブリックコメントに係る対応

別冊 4 第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）【中間案】

令和元年12月13日

教育委員会

1 「『みえ県民カビジョン・第三次行動計画』(仮称)中間案に対する意見」への回答について

(教育委員会関係分)

教育警察常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局	委員会意見	回答
			<p>副指標の目標項目「『全国学力・学習状況調査』における本県の児童生徒の学力の伸び」の「目標項目の説明」において、「誰一人取り残さない」視点で考えた場合、AB層(ABCD層)を伸ばすことに加えてCD層の子どもたちへのアプローチを行う視点も重要であることから、これを踏まえた目標項目の表記とされたい。</p>	<p>本指標は、全ての子どもたちの学力の向上を目的とするものであり、取組の結果としてCD層の子どもたちが減少することによりAB層の子どもたちが増加することを想定して「AB層の子どもたちの割合」を数値目標に設定しています。</p> <p>なお、数値目標について「CD層の子どもたちの割合」とした場合、数値の減少が成績の向上(取組の成果)をあらわすことになるなど、県民の皆さんにとってわかりにくくなるものと考え、原案のとおりとしました。</p>
221	子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成	教育委員会	<p>「カリキュラム・マネジメントの充実」の取組は継続して取り組むことが重要であり、「現状と課題」や「取組方向」に記載されたい。</p>	<p>カリキュラム・マネジメントは、教職員が複数の教科等と連携を図りながら授業をつくること、学校教育の効果を常に検証して改善すること、教育内容と地域の人材や施設等を効果的に組み合わせて活用すること等により、学校における教育目標の実現に向け教育活動全体の質的向上をめざすものであり、学校における一定の方針のもと個々の教職員が担っていくものとなります。</p> <p>このようにカリキュラム・マネジメントは、学校教育活動全体に係るものであることから、最終案では、カリキュラム・マネジメントに係る記述を施策221、施策222、施策223の実施・展開を支える土台となる施策225の「現状と課題」や「取組方向」において追記しました。</p>

施策番号	施策名	主担当部局	委員会意見	回答
223	特別支援教育の推進	教育委員会	<p>「県民の皆さんとめざす姿」に「障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが交流等をおして」とあるが、交流だけでなく普段の関わりや共に学ぶことが大事であると考えことから、記載内容を検討されたい。</p>	<p>最終案では、委員会からのご意見をふまえ、「県民の皆さんとめざす姿」の後半部分を、「また、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、行事等の交流や授業で共に学ぶことなどをおして、互いに理解を深め、尊重する態度を身につけています。」と修正しました。</p>
224	安全で安心な学びの場づくり	教育委員会	<p>「県民の皆さんとめざす姿」には、いじめをなくす決意はあるが実際にいじめが起こった際の対応について「取組方向」に記載されたい。</p> <p>副指標の目標項目「学校安全ボランティアの中心となるスクールガード・リーダーの登録者数」の「目標項目の説明」において、スクールガード・リーダーはもとより、スクールガードの登録者を増やすことも重要であることから記載内容に盛り込まれたい。</p>	<p>最終案では、委員会からのご意見をふまえ、取組方向に「（前略）教職員の資質向上に取り組みます。さらに、いじめを認知した場合には、いじめ防止委員会等において迅速に状況を把握し、組織的に対応するとともに、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家と連携した支援を行います。」と追記しました。</p> <p>現在、公立小学校において約2万人の方が学校安全ボランティア（スクールガード）に登録いただいております。子どもたちの見守りをより効果的に行うためには、学校の安全体制やスクールガードの活動に対して専門的な指導・助言等を行うスクールガード・リーダーの登録者を増やしていくことが重要と考え、「スクールガード・リーダーの登録者数」を指標として設定しました。なお、県民の皆さんにとってわかりやすいものとなるよう、施策シートの記載を工夫しました。</p>

施策・行政運営の取組以外(「基本的な考え方」、「地方創生の実現に向けて」など)に関する意見	回 答
<p>教育委員会関係分の施策全体を通じて、主指標と副指標の関連性が説明を受けないと分かりにくいので施策シートにおいて関連性が明らかになるよう整理されたい。</p>	<p>「主指標」は、各施策の進行管理を行うための基本的な指標であって、各施策における「県民の皆さんとめざす姿」をふまえ、県がさまざまな主体との協創の取組によって得られる最終的な成果を、県民の皆さんにわかりやすくあらわそうとするものです。</p> <p>また、「副指標」は、各施策の成果や課題を把握するために、県がさまざまな主体との協創の取組によって得られる成果、あるいは県が取り組んだことの効果であらわす指標で、「主指標」を補足するのにふさわしい代表的な指標を複数設定するものとして整理しています。</p> <p>こうした基本的な考え方をふまえつつ、「県民の皆さんとめざす姿」と各指標との関係性について、よりわかりやすいものとなるよう、施策シートにおける記載内容を工夫しました。</p>
<p>教育委員会においては、「第三次行動計画」(仮称)の他に「三重県教育施策大綱」、「三重県教育ビジョン」等の計画それぞれの全体像や位置関係、関連性を示されたい。</p>	<p>「三重県教育施策大綱」は、人の生涯にわたる教育政策の根本となる方針を示すものであり、「三重県教育ビジョン」は教育施策大綱をふまえ、学校教育を中心とした教育施策の具体的な取組内容を示すものです。また、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」(仮称)は、県全体の戦略計画であり、その中に教育施策を位置付けています。</p> <p>「三重県教育ビジョン」において、教育施策大綱と教育ビジョンの位置づけや関係性について記載(はじめに「2 教育ビジョンの位置づけ」)していますが、県民の皆さんによりわかりやすくなるよう、行動計画と教育ビジョンの関係性等についても追記することとします。</p>

2 「みえ県民カビジョン・第三次行動計画（仮称）」最終案について （教育委員会関係分）

第三次行動計画における教育委員会主担当施策は【表1】、他部局の主担当施策のうち教育委員会関係の施策・基本事業は【表2】のとおりです。

中間案に係る三重県議会からの意見、パブリックコメント等をふまえた教育委員会主担当施策および教育委員会関係施策・基本事業に係る最終案は別冊1-1、中間案から最終案への新旧対照表は別冊1-2、数値目標一覧は別紙1のとおりです。

1 県議会の意見への対応について

令和元年10月7日の教育警察常任委員会において中間案に対していただいた意見（『みえ県民カビジョン・第三次行動計画』（仮称）中間案に対する意見」以外の意見）とその対応状況は次のとおりです。

番号	施策名等	意見の内容	対応状況
1	全般	指標において「小中学生」や「高校生」、「学校」といった言葉が混在していてわかりにくい。 また、施策225においては「家庭・保護者」や「地域・地域の関係者」など概念としての「家庭」や「地域」、「人」としての「保護者」や「地域の関係者」の言葉も混在している。	指標の項目においては「子どもたち」と表記するとともに、項目の説明において「公立小中学生」や「県立高校生」などと表記するように修正しました。 また、施策225においては、「学校・保護者・地域の方々」や「学校・家庭・地域」と表記するよう修正しました。
2	221 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健全な身体」の育成	副指標（道徳科の授業）について、「道徳の授業の公開など」と表記してしまうと、「など」の内容がわからないため、学校へ過度のプレッシャーを与えることにはしないか。	項目の説明を「道徳科の授業において、授業を公開するなど」から「道徳科での子どもたちの学ぶ姿を保護者や地域の人々に紹介するなど」に修正しました。
3	222 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成	子どもたちの「義務」とはどのようなものか。「義務」という言葉の使い方について整理すべきである。	学習指導要領では、高等学校の道徳教育において「義務を果たし責任を重んずる態度を身に付けること」、また公民科では「自由・権利と責任・義務は切り離すことができない関係にあることを理解できるようにする」ことが求められていることから、原案のとおりとします。

2 中間案から最終案への主な変更点

県議会からの意見、パブリックコメントをふまえた主な変更点は次のとおりです。

番号	施策名等	変更内容	備考
1	221 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成	「県民の皆さんとめざす姿」と各基本事業・指標との関係性がわかりやすいものとなるよう、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」を一体的・調和的に育てていくことで、「自己肯定感を高め、新たな時代に対応していくための力の基礎を形成していく」旨の記述を追加	県議会意見
2	221 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成	基本事業1(学力の育成)に「学ぶ楽しさ・わかる喜び」に係る記述を追加	県議会意見
3	221 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成	基本事業4(読書活動・文化芸術活動の推進)に「本を身近に感じ、読書を楽しむこと」に係る記述を追加	県議会意見
4	221 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成	副指標(道徳科の授業)の「目標項目の説明」について、「道徳科の授業の公開」に限定しない記述に修正	県議会意見
5	223 特別支援教育の推進	障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちの「共に学ぶ」、「共生」の視点をより示していくために記述を追加・修正	・県議会意見 ・パブコメ
6	224 安全で安心な学びの場づくり	実際にいじめが起こった際の対応について記述を追加	県議会意見

番号	施策名等	変更内容	備考
7	224 安全で安心な学び の場づくり	副指標(スクールガード・リーダー)について、スクールガード・リーダーの役割についてよりわかりやすくなるよう記述を修正	県議会意見
8	225 地域との協働と信頼 される学校づくり	「カリキュラム・マネジメント」に係る記述を追加	県議会意見
9	213 多文化共生社会づくり(教育委員会関係)	「外国につながる子どもたちの保護者に対する日本の学校制度等の周知」に係る記述を追加	記載内容の充実
10	213 多文化共生社会づくり(教育委員会関係)	義務教育未修了者等に係る「教育を受ける機会の確保」に係る記述を追加	記載内容の充実
11	233 子育て支援と幼児教育・保育の充実(教育委員会関係)	「幼児教育・保育の一体的・総合的な推進」に係る記述を追加	記載内容の充実

【表 1】教育委員会の主担当施策

	政策	施策
Ⅱ 「創る」	2 学びの充実	221 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成
		222 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成
		223 特別支援教育の推進
		224 安全で安心な学びの場づくり
		225 地域との協働と信頼される学校づくり

【表 2】他部局の主担当施策のうち教育委員会関係施策・基本事業

	政策	施策 基本事業
Ⅰ 「守る」	1 防災・減災、国土強 靱化	111 災害から地域を守る自助・共助の推進
		11103 学校における防災教育の推進
		112 防災・減災対策を進める体制づくり
		11204 教育施設の防災対策
Ⅱ 「創る」	1 人権の尊重とダイ バーシティ社会の 推進	211 人権が尊重される社会づくり
		21102 人権教育の推進
		213 多文化共生社会づくり
		21303 日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援
	2 学びの充実	227 文化と生涯学習の振興
		22702 文化財の保存・継承・活用
		22704 社会教育の推進と地域の教育力の向上
	3 希望がかなう少子 化対策の推進	233 子育て支援と幼児教育・保育の推進
		23301 幼児教育・保育の充実
		23303 子どもの貧困対策の推進

みえ県民カビジョン第三次行動計画（仮称）〔最終案〕 数値目標一覧
（教育委員会事務局関係）

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
221	主指標	継続	自分には、よいところがあると思う子どもたちの割合	子どもたちが、将来、自らの夢や可能性に挑戦しようとする意欲を持ち、必要な力を身につけるためには、知・徳・体を一体的・調和的に育み、自己肯定感を高めることが重要なことから選定しました。	小中学校においては、成果をあげている他県の状況をふまえて、現状値からおおむね5ポイント高めることとして、目標値を設定しました。	小学生 80.1% 中学生 74.9%	小学生 86.1% 中学生 80.5%
221	副指標	新規	「全国学力・学習状況調査」における本県の子どもたちの学力の伸び	子どもたち一人ひとりに学習指導要領で求められる確かな学力を育てていくことが重要であることから、子どもたち全体の学力を伸ばし、AB層の割合を増加させることを指標として選定しました。	全国学力・学習状況調査において、AB層の子どもとの割合が全国平均より少ないことから、全ての子どもたちの学力を向上させることで、全国の割合を100とした本県の値を毎年1ポイントずつ伸ばしていくこととして設定しました。	小学生 100.2 中学生 98.3	小学生 104 中学生 102
221	副指標	新規	道徳科の授業で家庭や地域と連携した取り組みを行っている小中学校の割合	道徳科は全教育活動を通じて行う道徳教育の要であり、学校における道徳教育への理解と協力を家庭や地域社会から得ることが大切であることから選定しました。	子どもたちの道徳性を育てるためには、家庭や地域と共通理解を深め、連携して取り組むことが重要であることから、令和5年度に全ての小中学校で実施されるよう、段階的に増加していくこととして設定しました。	小学校 78.7% 中学校 48.7% (30年度)	小学校 100% 中学校 100%
221	副指標	新規	体力テストの総合評価が「A」「B」「C」の子どもたちの割合	柔軟性や筋力、持久力など基礎的な体力は、子どもたちの生涯にわたる健康の保持増進に重要な役割を果たすことから選定しました。	令和2年度の全国中学校体育大会、令和3年度の三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催による運動やスポーツへの関心や体力向上への機運の高まりを見込み、令和5年度の目標値を80%と設定しました。	78.0% (30年度)	80.0%
221	副指標	継続	授業時間以外に読書をする子どもたちの割合	豊かな心の育成につなげるため、読書活動の推進を行うことで読書に親しむ児童生徒が増えることが重要と考え、選定しました。	子どもたちの読書活動が、小学生、中学生ともに全国平均に達していないため、全国平均値に達成することを目標として設定しました。	小学生 63.9% 中学生 45.5%	小学生 65.7% 中学生 50.4%

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
222	主指標	新規	自立した主体として、社会において責任を果すよう高校生を考える割合	18歳で成年を迎えることとなる高校生が、社会を構成する一員として権利を行使し、責任を果すことの大切さを理解している必要があることから選定しました。	全国学力・学習状況調査における中学生への同内容の質問に対する回答の伸びが、4年間で約10ポイント（2.6ポイント/年）伸びていることをふまえるとともに、新学習指導要領の実施に向けた授業改善、主権者教育や消費者教育等に取り組むことにより、現状値より毎年3ポイント上昇させることとして、目標値を設定しました。	62.3%	74.3%
222	副指標	新規	社会的な課題について合う活動を行っている高等学校の数	実際の社会的事象を題材として、自分の意見を述べ、他の生徒の意見を聞き、考えを深めていけるような機会を持つことが、これからの社会の形成者としての資質・能力を育成するために重要であることから、選定しました。	高校生が、自ら課題を発見し協働して解決策を見出す活動を行うことで、これからの社会の形成者として必要な資質・能力の育成につながることを考えたことから、全ての県立高等学校において実施することを目標値として設定しました。	20校 (30年度)	56校
222	副指標	新規	目標を持って学習や活動に取り組んでいる子どもたちの割合	目標を定め、先を見通して行動できる力はこれからの社会において必要な力であることから選定しました。	第二次行動計画期間の最高値（小学生89.3%、中学生85.0%、高校生66.6%）を上回るよう、小学生、中学生はそれぞれ2ポイント程度の上昇を見込んで目標値を設定しました。特に高校生については、本施策を通じて自己の将来とのつながりを見通しながら学ぶ力を高める必要があることから、9ポイント程度の上昇を見込んで目標値を設定しました。	小学生 89.3% (30年度) 中学生 85.0% (30年度) 高校生 65.9% (元年度)	小学生 92.0% 中学生 87.0% 高校生 75.0%
222	副指標	新規	「困難だとも思いますが、前向きに考えている」と答えた高校生の割合	将来を予測することが難しい社会において、生徒が困難だと感じることに對して前向きに挑戦することが社会の変化に對する力として必要不可欠であることから選定しました。	探究活動や課題解決型学習、教科横断的な学びなどの取組を進めることにより、第二次行動計画期間中の上昇の割合（0.1ポイント/年）を上回る毎年1ポイント程度の上昇をめざして目標値を設定しました。	71.8%	76.0%

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
223	主指標	継続	特別支援学校 高等部の一般 企業就職希望 者の就職率	障がいのある子どもの教育的ニーズを的確に把握し、早期からの一貫した指導・支援の充実を図り、一般企業への就職を希望する生徒の就職を実現することは、特別支援教育の成果を象徴的にあらわすことから選定しました。	一般企業への就職を希望している生徒全員の希望が実現できることを目標に、毎年100%に設定しました。	100% (30年度)	100%
223	副指標	新規	小中学校の通 常の学級にお いて個別の教 育支援計画お よび個別の指 導計画を作成 した学校の割 合	特別な支援を必要とする子どもたちが、いきいきと学校生活を送り意欲的に学んでいくためには、個々に応じた指導・支援が計画的に進められることが重要であることから選定しました。	特別な支援を必要とする全ての子どもたちが、一人ひとりの特性や教育ニーズに応じたきめ細かな指導や支援を受けることができることを目標に設定しました。	支援計画 小学校： 86.0% 中学校： 70.2% (30年度) 指導計画 小学校： 91.5% 中学校： 85.1% (30年度)	支援計画 100% 指導計画 100%
223	副指標	新規	特別支援学校 における交流 および共同学 習の実施件数	交流及び共同学習は、特別支援学校と地域の小中学校等の子どもたちがお互いを理解し、共に助け合うことを学ぶ大切な機会であることから選定しました。	障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ交流および共同学習の実施を、1校あたりの回数増加を1割程度増やすこととして設定しました。	845回 (30年度)	950回

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
224	主指標	継続	学校生活に安心を感じている子どもたちの割合	公立小中学校および県立高等学校の児童生徒のうち、学校生活に安心を感じている割合を把握するために選定しました。	学校生活において子どもたちが安心を感じている割合は、すでに小中学校においては90%を超えています。この割合は今後100%をめざすべき大切な項目であると考えられることから、各校種とも3%程度(年0.6~0.9%)の上昇を見込んで目標値を設定しました。	小学生 92.4% (30年度) 中学生 95.7% (30年度) 高校生 88.9% (令和元年度)	小学生 95.4% 中学生 98.7% 高校生 92.3%
224	副指標	新規	いじめ防止応援サポーターとしていじめの防止に取り組む団体数	「三重県いじめ防止条例」にもある社会総がかりでいじめの防止に向けた取組を推進するため、学校だけでなく、保護者や地域住民、いじめ防止を応援してくれる事業者等が一体となっていじめ防止に取り組む割合を増やしていきたいことから選定しました。	県全体に活動を広げていくため、29市町の規模に応じて、毎年1~6団体(事業所・個人を含む)増加することをめざし、目標を設定しました。	450団体	650団体
224	副指標	変更	いじめの認知件数に対する解消したものの割合	一旦認知されたいじめの事案に関しては、組織的な対応により、早期解消をはかることが最も重要なことであるため、選定しました。	いじめは子どもたちの命にもかかわる重大な問題であることから、認知されたいじめは、100%の解消をめざして取り組むこととして、設定しました。	96.7% (30年度)	100%
224	副指標	新規	不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等を受けた割合	不登校児童生徒の将来の社会的自立を支援する観点から、欠席が続く児童生徒が、学校内外の関係機関とのつながりを持つことが大切であると考えられるため、選定しました。	不登校児童生徒のうち長期間にわたって欠席している児童生徒全員が、学校内外の機関等での相談・指導等を受けている状態をめざして、目標値を設定しました。	小学生 74.1% 中学生 68.1% 高校生 50.7% (30年度)	小学生 89.1% 中学生 88.1% 高校生 60.7%
224	副指標	新規	学校安全ボランティアの中心となるスクールガード・リーダーの登録者数	学校・地域が一体となって、子どもたちの防犯意識を高めるとともに登下校時における子どもたちが事故や犯罪に巻き込まれるのを防ぐ見守り活動をより効果的に実施していくためには、スクールガード・リーダーを中心とした学校安全ボランティアの充実が重要であることから選定しました。	児童生徒の登下校時の安全確保は喫緊の課題であり、令和元年度現在、公立小学校においては、約2万人の学校安全ボランティア(スクールガード)が登録されています。学校安全ボランティア(スクールガード)の指導役である警察官OB等をスクールガード・リーダーとして県が育成し、その専門性を高めながら、令和5年度には各市町に1人ずつ配置することをめざして、登録者数を29人と設定しました。	5人	29人

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
225	主指標	継続	コミュニティ・スクールに取り組んでいる小中学校の割合	コミュニティ・スクールを導入している公立小中学校の割合を示すことで、県内の学校と地域が連携・協働した教育活動の推進状況を詳細に示すこととなることから選定しました。	コミュニティ・スクールの導入が県民に認知され、その取組の充実を図るため、コミュニティ・スクールを導入した県内の公立小中学校の割合を5割に設定しました。	36.3%	50.0%
225	副指標	変更	授業で主体的・対話的に学習に取り組んでいる子どもたちの割合	「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善が進むよう研修を実施することで、教職員の授業力が向上し、子どもたちが主体的・対話的に学習に取り組むことができると考えられることから選定しました。	これからの学校では、子どもたちが主体的・対話的に学ぶ授業が求められていることから、小中学生は現状をふまえ、授業実践研修等を通じて教員の授業力の向上を図るとともに、カリキュラム・マネジメントに関する研修を実施し教育活動の質の向上を図ることで、4年間で5ポイントの増加をめざして目標値を設定しました。高校生も同様に、4年間で5ポイントの増加をめざし、目標値を設定しました。	小学生 主体的 77.5% 対話的 73.4% 中学生 主体的 77.6% 対話的 74.2% 高校生 主体的 73.5% 対話的 78.5%	小学生 主体的 82.5% 対話的 78.4% 中学生 主体的 82.6% 対話的 79.2% 高校生 主体的 78.5% 対話的 78.5%
225	副指標	新規	地域や産業界等と連携し、学校の特色化・魅力化に取り組んでいる県立高等学校の数	学校のみでの学びだけでなく、地域と連携した高等学校の活性化の取組を進めることが重要であると考え選定しました。	課題の解決に向けた学びに取り組むことに加え、地域や産業界とともに学校を活性化することは重要であることから、全ての県立高等学校で実施することを目標値として設定しました。	35校	56校
225	副指標	変更	新たな時代の要請に応えた私立学校における特色ある教育・学校運営の取組数	私立学校が、新たな時代の要請に応えて、建学の精神に基づく個性豊かで多様な教育に取り組んでいるかどうかの観点から選定しました。選定にあたっては、第二次行動計画の目標項目の取組数が一定達したことから、新たな項目を取り入れ取組を促すこととしました。	平成30年度実績を基点として私立学校が提供する特色と魅力ある教育が、4年間で40件増えることを目標として設定しました。	66件 (30年度)	106件

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
111	副指標	継続	家庭や地域と連携した防災実施校の割合	災害時に子どもたちの命を守るとともに、支援者の立場で地域の一員として行動できるようにするために、家庭・地域と連携した取組が重要であることから、選定しました。	全ての学校で家庭や地域と連携した防災教育を実施していること（100%）を目標としました。	92.4% (30年度)	100%
211	副指標	新規	人権学習によって人権を守ろうとする行動を感じた子どもたちの割合	三重県人権教育基本方針において、自他の人権を守るための実践行動ができる力を育むことを人権教育の目的としていることから選定しました。	県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において「差別はいけないと思う」と回答した生徒の割合が98.3%（過去最高値）である一方で、「差別をなくすための行動をしたい」と思う生徒の割合は86.6%に留まっています。第三次行動計画ではその差を埋め、さらにこれまでを上回る数値まで到達することをめざし、年ごとに3%程度を積み上げていけるよう目標値を設定しました。	86.6% (30年度)	98.5%
213	副指標	新規	日本語指導が必要な子どもが在籍する学校が増加している中で、どの学校でも日本語能力を身につけられるよう、在籍する全ての学校で適切な日本語指導が行われることをめざして設定しました。	日本語指導が必要な子どもたちが、学校で安心して学び、社会で自立していくために必要な力を身につけるためには、日本語能力が大切であることから選定しました。	日本語指導が必要な子どもが在籍する学校が増加している中で、どの学校でも日本語能力を身につけられるよう、在籍する全ての学校で適切な日本語指導が行われることをめざして設定しました。	89.6% (見込)	100%
227	副指標	新規	新たな保存活用地域計画のもと、地域社会が一体となって保存・活用・継承に取り組む国・県指定等文化財数	地域社会総がかりで文化財が適切に保存・活用・継承がなされるためには、市町が策定する文化財保存活用地域計画に位置づけられることが重要であり、この計画に位置づけられる文化財の数は、文化財の保存・活用・継承への方向性が示された指標として最も適していると考えられることから選定しました。	地域社会総がかりでの文化財の適切な保存・活用・継承のため、着実に地域計画の策定を進め、対象となる文化財を4年間で160件とすることを目標に設定しました。	0件	160件
227	副指標	新規	公民館等の社会教育活動として、地域課題の解決に向けた取組を行っている市町数	社会教育の役割として、地域課題の解決に向けて、人づくりの取組（講座やワークショップ等の学習機会の提供）を行うことが重要と考え、選定しました。	全市町の公民館等において、地域課題の解決に向けた取組が行われることをめざし、令和5年度の目標を設定しました。	11市町 (30年度)	29市町

3 次期「三重県教育施策大綱」中間案（修正版）について

1 次期「三重県教育施策大綱」中間案（修正版）（別冊2-1）

次期「三重県教育施策大綱」中間案に対していただいた意見等をふまえ、記述内容の充実を図るとともに表現の精査を行い、中間案（修正版）を作成しました。

なお、中間案からの修正点は、「新旧対照表」（別紙1）としてとりまとめています。

2 中間案に対していただいたご意見等について

（1）県議会等からのご意見への対応

「中間案」に対する総合教育会議におけるご意見、県議会からいただいたご意見への対応については、「総合教育会議及び県議会の意見への対応・回答について（案）」（別紙2）としてとりまとめています。

（2）パブリックコメントの概要について

「中間案」に対していただいたパブリックコメントの概要については、「次期『三重県教育施策大綱』中間案に対するパブリックコメントの概要について」（別紙3）としてとりまとめています。

また、いただいたパブリックコメントの全体と、ご意見に対する県の対応、考え方については、「次期『三重県教育施策大綱』中間案に対するご意見と県の対応、考え方」（別冊2-2）に整理しています。

3 今後の予定

- | | |
|--------|----------------------|
| 令和2年2月 | 総合教育会議で最終案を協議 |
| 3月 | 戦略企画雇用経済常任委員会で最終案を説明 |
| 3月 | 大綱策定 |

次期「三重県教育施策大綱」中間案（修正版）新旧対照表

中間案（修正版）（新）	中間案（旧）	備考
<p>2 教育を取り巻く社会情勢の変化 （成年年齢の引き下げ）</p> <p>○ 令和 4（2022）年 4 月から成年年齢が 18 歳に引き下げられ、早い段階から子どもたちが自由・権利や責任・義務に向き合い社会を担っていくという大きな環境の変化があることから、（後略）</p>	<p>2 教育を取り巻く社会情勢の変化 （成年年齢の引き下げ）</p> <p>○ 令和 4（2022）年 4 月から成年年齢が 18 歳に引き下げられ、早い段階から子どもたちが権利や義務に向き合い社会を担っていくという大きな環境の変化があることから、（後略）</p>	<p>（P1） 記述内容の 充実</p>
<p>（グローバル化の進展）</p> <p>○ 平成 31（2019）年 4 月に新たな在留資格「特定技能」が創設されたことに伴い、今後、外国人住民のさらなる増加が予想され、また、6 月には、外国人への日本語教育の充実を促す「日本語教育の推進に関する法律」が施行されています。</p> <p>本県においても、日本語指導が必要な子どもたちが増加しており、日本での定住や就園、就学、進学を希望する、こうした子どもたちの生活習慣や基礎的な学力の定着、進路の実現等に向けた的確な取組が求められています。</p>	<p>（グローバル化の進展）</p> <p>○ また、日本語指導が必要な外国人児童生徒数が増加しており、平成 31（2019）年 4 月からは改正出入国管理及び難民認定法が施行され、日本での定住や進学を希望する外国人児童生徒の基礎的な学力の定着や進路の実現等に向けた的確な取組が求められています。</p>	<p>（P3） 記述内容の 充実</p>
<p>（子どもの貧困と教育格差）</p> <p>○ 国においては、（中略）また、令和 2（2020）年 4 月からは、経済的理由により修学が困難な学生を（後略）</p>	<p>（子どもの貧困と教育格差）</p> <p>○ 国においては、（中略）また、令和 2（2020）年 4 月からは、経済的理由により修学に困難のある学生を（後略）</p>	<p>（P3） 表現の精査</p>
<p>（子どもたちの安全・安心の確保）</p>	<p>（子どもたちの安全確保）</p>	<p>（P4） 表現の精査</p>
<p>（高等教育機関の振興）</p> <p>○ 国においては、（中略）三重県においても、県内外の高等教育機関、産業界、地域と連携するとともに、国における大学改革の動向等もふまえて（後略）</p>	<p>（高等教育機関の振興）</p> <p>○ 国においては、（中略）三重県においても、県内外の高等教育機関、産業界、地域との連携を推進し、国における大学改革の動向等もふまえて（後略）</p>	<p>（P4） 表現の精査</p>

次期「三重県教育施策大綱」中間案（修正版）新旧対照表

中間案（修正版）（新）	中間案（旧）	備考
<p>3 三重の教育における基本方針</p> <p>(1) 新しい時代を「生き抜いていく力」の育成</p> <p>○ また、成年年齢の引き下げにより、子どもたちがより早い段階から<u>自由・権利や責任・義務</u>に向き合うこととなる中、新しい時代の「大人」として、社会で自らの<u>役割を果たしていくことができるよう、人と人の関係を大切にしながら様々な課題を解決していく力を育成していきます。</u></p>	<p>3 三重の教育における基本方針</p> <p>(1) 新しい時代を「生き抜いていく力」の育成</p> <p>○ また、成年年齢の引き下げにより、子どもたちがより早い段階から<u>権利や義務</u>に向き合うこととなる中、新しい時代の「大人」として、社会で自らの<u>役割と責任を果たしていくことができるよう、人と人の関係を大切にしながら様々な課題を解決していく力を育成していきます。</u></p>	<p>(P7)</p> <p>記述内容の充実</p>
<p>(3) 誰一人取り残さない、みんなが大事にされる安全・安心の三重の実現</p> <p>○ 家庭の経済的な事情など生まれ育った環境や障がい・国籍等の理由により将来が左右され、閉ざされるようなことがあってはなりません。</p> <p>一人ひとりを大切に<u>して取組を進めてきた本県教育の成果をふまえ、誰もが取り残されることなく質の高い教育を受け、自らの能力・可能性を最大限に伸ばすことで、夢や希望を実現し活躍し続けることができるよう、それぞれの状況に応じた、発達段階で途切れることのない公平公正で最適な学びの環境を整えます。</u></p>	<p>(3) 誰一人取り残さない、みんなが大事にされる安全・安心の三重の実現</p> <p>○ 家庭の経済的な事情など生まれ育った環境や障がい・国籍等の理由により将来が左右され、閉ざされるようなことがあってはなりません。</p> <p>一人ひとりを大切に<u>して取組を進めてきた本県教育の成果をふまえ、誰もが共通のスタートラインに立ち、質の高い教育を受け、夢や希望を実現し活躍し続けることができるよう、それぞれの状況に応じた、発達段階で途切れることのない公平公正で最適な学びの環境を整えます。</u></p>	<p>(P8)</p> <p>記述内容の充実</p>
<p>○ いじめ、虐待、不登校等や近年頻発している大規模自然災害、交通事故、犯罪などにより、<u>夢や希望を持って人生を歩もうとしている子どもたちのかけがえのない命や教育の機会が奪われることのないよう、安全で安心な教育環境を実現するとともに、子どもたち自らも様々な危険から身を守り、対応することのできる力を育成します。</u></p> <p>(後略)</p>	<p>○ いじめ、虐待、不登校等や近年頻発している大規模自然災害、交通事故、犯罪などにより、<u>夢や希望を持って人生を歩もうとしている子どもたちのかけがえのない命や教育の機会が奪われることのないよう、安全で安心な教育環境を実現するとともに、子どもたち自らも様々な危険から身を守ることのできる力を育成します。</u></p> <p>(後略)</p>	<p>(P8)</p> <p>記述内容の充実</p>

次期「三重県教育施策大綱」中間案（修正版）新旧対照表

中間案（修正版）（新）	中間案（旧）	備考
<p>4 教育施策 (1)「教育の原点」である家庭教育と子育て支援の充実</p> <p>2 学校と家庭が連携して、家庭における子どもたちの「早寝・早起き・朝ごはん」等の<u>基本的な生活習慣・学習習慣・読書習慣</u>の確立を図ります。</p>	<p>4 教育施策 (1)「教育の原点」である家庭教育と子育て支援の充実</p> <p>2 学校と家庭が連携して、家庭における子どもたちの<u>基本的な生活習慣・学習習慣・読書習慣</u>の確立を図ります。</p>	<p>(P12) 記述内容の充実</p>
<p>3 子どもたちが、インターネットを通じて有害情報にふれたり、<u>トラブルに巻き込まれることのないよう</u>、子どもや保護者に対して啓発活動を実施します。</p>	<p>3 子どもたちが、インターネットを通じて有害情報に<u>接したり</u>、<u>トラブルに巻き込まれることのないよう</u>、子どもや保護者に対して啓発活動を実施します。</p>	<p>(P12) 表現の精査</p>
<p>4 男性の育児参画を進める中で、企業や関係団体と連携して、父親等を対象に、子育てに関して<u>積極的な育児への参画を考慮する場づくり</u>を促進します。</p>	<p>4 男性の育児参画を進める中で、企業や関係団体と連携して、父親等を対象に、子育てに関して<u>家庭においてできることなどを考慮する場づくり</u>を促進します。</p>	<p>(P12) 表現の精査</p>
<p>6 低年齢児保育や病児・病後児保育の充実を図るとともに、地域のニーズに応じて放課後児童クラブ・子ども教室の<u>整備や拡充、質の向上</u>を推進します。</p>	<p>6 低年齢児保育や病児・病後児保育の充実を図るとともに、地域のニーズに応じて放課後児童クラブ・子ども教室の<u>整備、拡充を進めます。</u></p>	<p>(P12) 記述内容の充実</p>
<p>7 <u>子どもや子育て家庭の声を直接受け止め、子ども自身が解決に向かうよう支える</u>電話相談窓口を運用し、関係機関が連携して対応します。</p>	<p>7 <u>子どもや子育て家庭の声を直接受け止める</u>電話相談窓口を運用し、関係機関が連携して対応します。</p>	<p>(P12) 表現の精査</p>

次期「三重県教育施策大綱」中間案（修正版）新旧対照表

中間案（修正版）（新）	中間案（旧）	備考
<p>11 <u>各市町の子ども家庭総合支援拠点の整備を促進するとともに、関係機関との連携強化等に取り組み、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、再発防止につなげます。</u></p> <p><u>子ども家庭総合支援拠点：子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援などを行う組織。</u></p>	<p>11 <u>児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、再発防止のため、各市町の要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関が緊密に連携し、子どもの保護・支援を図ります。</u></p>	<p>(P13) 記述内容の充実及び脚注の追加</p>
<p>13 <u>保護者の子育てに関する不安や悩み等の相談に対応できるよう、幼稚園・認定こども園・保育所の幼児教育のセンターとしての機能を充実します。</u></p>	<p>13 <u>幼稚園・認定こども園・保育所における教育・子育て相談機能の充実を図ります。</u></p>	<p>(P13) 記述内容の充実</p>
<p>17 <u>就学前の外国につながる子どもを対象とするプレスクールが県内市町において実施されるよう、県が作成した教材・マニュアルの普及啓発に取り組めます。</u></p>	<p>17 <u>就学前の外国につながる子どもを対象とするプレスクールが県内市町において実施されるよう、県が作成した教材・マニュアルの普及啓発に努めます。</u></p>	<p>(P13) 表現の精査</p>
<p>(2) <u>人間形成の基礎を担う幼児教育の充実</u></p> <p>1 <u>遊びや多様な体験活動をとおして、人と関わる力や思考力、感性や表現する力などの育成が図られるよう、家庭や地域に働きかけるとともに、実践事例の普及啓発を進めます。</u></p>	<p>(2) <u>人間形成の基礎を担う幼児教育の充実</u></p> <p>1 <u>遊びや多様な体験活動をとおして、<u>自立心や規範意識、生命を尊重する意識</u>などの育成が図られるよう、家庭や地域に働きかけるとともに、実践事例の普及啓発を進めます。</u></p>	<p>(P14) 表現の精査</p>
<p>2 <u>幼稚園・認定こども園・保育所で子どもたちが体を動かす遊びを推進するとともに、<u>家庭や地域との連携を深め、子どもたちの運動機会の拡充と生活・読書習慣の確立</u>に取り組めます。</u></p>	<p>2 <u>幼稚園・認定こども園・保育所で子どもたちが体を動かす遊びを推進するとともに、<u>家庭との連携を深め、運動機会の拡充と生活・読書習慣の確立</u>に努めます。</u></p>	<p>(P14) 記述内容の充実</p>

次期「三重県教育施策大綱」中間案（修正版）新旧対照表

中間案（修正版）（新）	中間案（旧）	備考
<p>3 <u>保護者の子育てに関する不安や悩み等の相談に対応できるよう、幼稚園・認定こども園・保育所の幼児教育のセンターとしての機能を充実します。（再掲）</u></p>	<p>3 <u>幼稚園・認定こども園・保育所における教育・子育て相談機能の充実を図ります。（再掲）</u></p>	<p>（P14） 記述内容の充実</p>
<p>6 <u>子どもたちが、小学校での生活や学習を安心してスタートできるよう、「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」を活用した実践事例の普及に取り組みます。</u></p>	<p>6 <u>「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」等を活用した実践事例の普及などを通じて、幼稚園・認定こども園・保育所と小学校の円滑な接続がなされるよう取り組みます。</u></p>	<p>（P14） 記述内容の充実</p>
<p>10 <u>幼稚園教諭、保育教諭、保育士等の人材確保のため、保育所等における働きやすい職場づくりを推進するとともに、様々な研修等を通じて就学前教育・保育の質の向上を図ります。</u></p>	<p>10 <u>保育士等の人材確保のため、保育所等における働きやすい職場づくりを推進するとともに、キャリアアップ研修等を通じて、就学前教育・保育の質の向上を図ります。</u></p>	<p>（P15） 表現の精査</p>
<p>11 <u>幼稚園・認定こども園・保育所における幼児教育の質の向上とともに、小学校への円滑な接続に向け、一体的に指導・助言を行う体制の構築に取り組みます。</u></p>		<p>（P15） 取組の追加</p>
<p>13 <u>就学前の外国につながる子どもを対象とするプレスクールが県内市町において実施されるよう、県が作成した教材・マニュアルの普及啓発に取り組みます。（再掲）</u></p>	<p>12 <u>就学前の外国につながる子どもを対象とするプレスクールが県内市町において実施されるよう、県が作成した教材・マニュアルの普及啓発に努めます。（再掲）</u></p>	<p>（P15） 表現の精査</p>
<p>（3）子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成</p> <p>13 <u>子どもたちがお互いを理解・尊重し、一人ひとりの価値を認め合えるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する学習機会を推進します。</u></p>	<p>（3）子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成</p> <p>13 <u>子どもたちがお互いを理解・尊重し、一人ひとりの価値を認め合えるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する学習機会を充実します。</u></p>	<p>（P17） 表現の精査</p>

次期「三重県教育施策大綱」中間案（修正版）新旧対照表

中間案（修正版）（新）	中間案（旧）	備考
<p>17 <u>公立図書館、学校図書館における読書環境の充実や、学校図書館を活用した授業、ビブリオバトル等の多様な読書活動を促進し、子どもの読書機会の拡充に取り組みます。</u></p>	<p>17 <u>学校図書館を活用した授業、子どもたち同士で本を紹介する取組、ビブリオバトル等の多様な読書活動を促進し、子どもの読書機会の拡充に取り組みます。</u></p>	<p>(P18) 記述内容の充実</p>
<p>29 <u>子どもたちが、妊娠・出産等の性に関する知識を正しく身につけられるよう、ライフデザイン・結婚・子育て等をテーマとした講演会の開催や保育実習等に取り組みます。</u></p>	<p>29 <u>子どもたちが、妊娠・出産に関する知識を正しく身につけられるよう、ライフプラン・結婚・子育て等をテーマとした講演会の開催や保育実習等に取り組みます。</u></p>	<p>(P19) 表現の精査</p>
<p>(4) 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成</p> <p>13 <u>高校生が、グローバルな視野や地域社会に貢献しようとする「志」を持てるよう、学校の枠を越え、自分の国のことや地球規模の課題等を題材とした学習を推進します。</u></p>	<p>(4) 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成</p> <p>13 <u>高校生が、グローバルな視野や地域社会に貢献しようとする「志」を持てるよう、学校の枠を越え、地球規模の課題等を題材とした学習を推進します。</u></p>	<p>(P21) 記述内容の充実</p>
<p>(5) 特別支援教育の推進</p> <p><u>基本的な取組方向</u> (前略) また、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが<u>行事等の交流や授業で共に学ぶことなどをおして互いに理解を深め、尊重する態度を育みます。</u></p>	<p>(5) 特別支援教育の推進</p> <p><u>基本的な取組方向</u> (前略) また、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが<u>交流等をおして共に学ぶことにより、互いに理解を深め、尊重する態度を育みます。</u></p>	<p>(P23) 記述内容の充実</p>
<p>3 <u>発達支援が必要な子どもが地域で健やかに成長できるよう、市町等と連携し、子どもやその家族に適切な医療・福祉・教育サービスが途切れなく提供できる体制づくりを進めます。</u></p>	<p>3 <u>発達支援が必要な子どもが身近な地域で健やかに成長できるよう、市町等と連携し、早期発見と成長段階に応じた適切な支援が途切れることのない体制づくりを進めます。</u></p>	<p>(P23) 表現の精査</p>

次期「三重県教育施策大綱」中間案（修正版）新旧対照表

中間案（修正版）（新）	中間案（旧）	備考
4 <u>保健・福祉・教育の機能が連携した市町の総合支援窓口の体制強化を図るため、市町職員等の受入研修など、専門性の高い人材の育成に取り組みます。</u>	4 <u>保健・福祉・教育の機能が連携した市町の総合支援窓口との連携を強化するとともに、専門性の高い人材の育成のための研修受入れや巡回指導による技術的支援を行います。</u>	(P23) 表現の精査
5 <u>子どもや保護者が特性に応じた学びの場の選択ができるよう、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校等に関する情報提供や相談など、就学支援を充実します。</u>	5 <u>通級による指導、特別支援学級、特別支援学校等の多様な学びの場に関する情報提供や相談等、子どもや保護者への就学支援を充実します。</u>	(P23) 表現の精査
8 <u>障がいのある子どもと障がいのない子どもが、共に活動し学ぶことでお互いに理解し尊重する態度を身につけられるよう、交流及び共同学習を進めます。</u>	8 <u>障がいのある子どもと障がいのない子どもが、共に尊重し合いながら学ぶことができるよう、交流及び共同学習を進めます。</u>	(P24) 記述内容の充実
12 <u>特別支援学校において、地域の事業所や関係機関、支援団体と連携し、早期からの職場実習や農福連携等を活用した職域拡大を進めるとともに、職場への定着支援を充実します。</u>	12 <u>特別支援学校において、早期からの職場実習や、農福連携等を活用した職域拡大を進めるとともに、関係機関と連携し職場への定着支援を充実します。</u>	(P24) 表現の精査
(6) 安全で安心な学びの場づくり 4 <u>子どもたちが、インターネットを通じて有害情報にふれたり、トラブルに巻き込まれることのないよう、子どもや保護者に対して啓発活動を実施します。(再掲)</u>	(6) 安全で安心な学びの場づくり 4 <u>子どもたちが、インターネットを通じて有害情報に接したり、トラブルに巻き込まれることのないよう、子どもや保護者に対して啓発活動を実施します。(再掲)</u>	(P25) 表現の精査
10 <u>災害時における学校教育の早期復旧に向け、被災した学校を支援する体制を整備するとともに、民間団体、企業等との連携による災害時の子ども支援に取り組みます。</u>	10 <u>災害時における学校教育の早期復旧に向け、被災した学校を支援する体制を整備し早期再開に取り組みます。</u>	(P26) 記述内容の充実

次期「三重県教育施策大綱」中間案（修正版）新旧対照表

中間案（修正版）（新）	中間案（旧）	備考
<p>14 各市町の子ども家庭総合支援拠点の整備を促進するとともに、関係機関との連携強化等に取り組み、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、再発防止につなげます。 （再掲）</p> <p>子ども家庭総合支援拠点：13 ページ参照。</p>	<p>14 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、再発防止のため、各市町の要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関が緊密に連携し、子どもの保護・支援を図ります。 （再掲）</p>	<p>(P26) 記述内容の充実及び脚注の追加</p>
<p>15 「児童虐待気づきリスト」の活用等をおして、子どものSOSを適切に把握します。</p>	<p>15 「児童虐待気づきリスト」の活用等をおして、子どものSOSを適切に把握できるよう努めます。</p>	<p>(P26) 表現の精査</p>
<p>18 様々な事情により義務教育段階の教育を十分に受けられないまま中学校を卒業した方等の教育を受ける機会を確保するため、夜間中学等に関する調査研究を進めます。</p>		<p>(P26) 取組の追加</p>
<p>21 県立学校において、「みえ公共建築物等木材利用方針」にもとづき、木質化等による温もりのある環境づくりに取り組みます。</p>		<p>(P26) 取組の追加</p>
<p>(7) 地域との協働と信頼される学校づくり</p> <p>10 各学校の教育目標の実現に向け、学校全体で組織的・計画的な取組が進むよう、カリキュラム・マネジメントに関する研修を実施します。</p>	<p>(7) 地域との協働と信頼される学校づくり</p>	<p>(P28) 取組の追加</p>
<p>(8) 地域の未来と若者の活躍に向けた高等教育機関の充実</p> <p><u>基本的な取組方向</u> （前略） また、高等教育機関と産業界等地域との連携を進め、共同研究や地域の課題解決に向けた取組を活発化し、 （後略）</p>	<p>(8) 地域の未来と若者の活躍に向けた高等教育機関の充実</p> <p><u>基本的な取組方向</u> （前略） また、高等教育機関と産業界等地域との連携が進み、共同研究や地域の課題解決に向けた取組を活発化し、 （後略）</p>	<p>(P29) 表現の精査</p>

次期「三重県教育施策大綱」中間案（修正版）新旧対照表

中間案（修正版）（新）	中間案（旧）	備考
3 より多くの若者の学びの選択肢の拡大に向け、県外大学との連携に向けた情報収集や開拓等に取り組みます。	3 学びの選択肢の拡大に向け、県外大学との連携に向けた情報収集や開拓等に取り組みます。	(P29) 表現の精査
4 県内学生及び県外へ進学した学生等若者が県内に居住し定着して活躍することで、地域の活力を高め、地域活性化につながるよう、大学生等の奨学金返還額の一部を助成します。	4 若者の県内定着を促進するため、県内の過疎地域等の指定地域に居住すること等を条件に、大学生等の奨学金返還額の一部を助成します。	(P29) 記述内容の充実
5 産学官等で構築したネットワークを活用して、高等教育機関に蓄積されている研究成果、企業ニーズなどの情報を共有し、分野の枠を越えて連携した取組を推進します。	5 産学官等で構築したネットワークを活用して、高等教育機関に蓄積されている研究成果、企業ニーズなどの情報を共有し、分野を越えた連携を推進します。	(P29) 表現の精査
7 県内高等学校卒業生で、県外大学へ進学している学生に対して、県内の企業情報やインターンシップ情報を発信するなど、Uターン就職の促進に取り組みます。	7 県内高等学校卒業生で、県外大学へ進学している学生のUターン就職の促進などに取り組みます。 8 県外大学に進学した学生を主な対象に、Webを活用して県内企業のインターンシップ情報の充実に取り組みます。	(P29) 取組の統合
8 企業を対象に、インターンシッププログラムの作成支援等を行い、県内企業におけるインターンシップの質的量的拡大を進めます。	9 企業を対象に、インターンシッププログラム等の作成支援を行い、県内企業におけるインターンシップの質的量的拡大を進めます。	(P30) 表現の精査
13 私立専門学校において、実践的な職業教育により地域が求める専門人材を養成できるよう健全な学校運営を支援します。		(P30) 取組の追加

次期「三重県教育施策大綱」中間案（修正版）新旧対照表

中間案（修正版）（新）	中間案（旧）	備考
<p>(9) 地域の未来を創る多様な人材の育成</p> <p>1 <u>ものづくり産業の競争力強化を図るため、次世代自動車や航空宇宙等をはじめとする次世代ものづくり産業をけん引する技術人材の育成に取り組めます。</u></p>	<p>(9) 地域の未来を創る多様な人材の育成</p> <p>1 <u>社会人向けに航空宇宙産業の製造技術習得を支援するとともに、企業と連携した航空宇宙産業の魅力を感じてもらい取組により将来的な人材育成を進めます。</u></p>	<p>(P31)</p> <p>記述内容の充実</p>
<p>2 三重県のものづくりを支える四日市コンビナートの今後を見据え、プラント運営・保守等で必要とされる<u>ビッグデータ、IoT・AI</u>等を活用できる人材育成を支援します。</p>	<p>2 三重県のものづくりを支える四日市コンビナートの今後を見据え、プラント運営・保守等で必要とされる<u>AI・IoT・ビッグデータ</u>等を活用できる人材育成を支援します。</p>	<p>(P31)</p> <p>表現の精査</p>
<p>9 新規就農者の確保・育成に向け、U・Iターン就農者の受入体制を<u>充実させるとともに、みえ農業版MBA養成塾において、若き農業ビジネス人材の育成に取り組めます。</u></p>	<p>9 新規就農者の確保・育成に向け、U・Iターン就農者の受入体制を<u>整備するとともに、みえ農業版MBA養成塾において、若き農業ビジネス人材の育成に取り組めます。</u></p>	<p>(P32)</p> <p>表現の精査</p>
<p>12 漁業の担い手の確保に向け、漁師塾の<u>研修内容の充実や取組地区の拡大、新規就業時の経済的不安解消に向けた支援など</u>に取り組めます。</p>	<p>12 漁業の担い手の確保に向け、漁師塾の<u>座学カリキュラムの充実や取組地区の拡大、新規就業時の経済的不安解消に向けた支援策の充実など</u>に取り組めます。</p>	<p>(P32)</p> <p>表現の精査</p>
<p>19 医療現場の体験実習等により地域医療の魅力を<u>医学生や中高生など</u>に対して発信する「みえ地域医療メディカルスクール」を開催し、地域医療を担う次世代の人材育成を図ります。</p>	<p>19 医療現場の体験実習等により地域医療の魅力を<u>高校生など</u>に対して発信する「みえ地域医療メディカルスクール」を開催し、地域医療を担う次世代の人材育成を図ります。</p>	<p>(P33)</p> <p>表現の精査</p>
<p>21 <u>幼稚園教諭、保育教諭、保育士等</u>の人材確保のため、保育所等における働きやすい職場づくりを推進するとともに、<u>様々な研修等</u>を通じて就学前教育・保育の質の向上を図ります。（再掲）</p>	<p>21 <u>保育士等</u>の人材確保のため、保育所等における働きやすい職場づくりを推進するとともに、<u>キャリアアップ研修等</u>を通じて、就学前教育・保育の質の向上を図ります。（再掲）</p>	<p>(P33)</p> <p>表現の精査</p>

次期「三重県教育施策大綱」中間案（修正版）新旧対照表

中間案（修正版）（新）	中間案（旧）	備考
<p>(10) あらゆる世代の誰もがいつでも学び挑戦し、活躍できる社会づくり</p> <p>6 <u>様々な事情により義務教育段階の教育を十分に受けられないまま中学校を卒業した方等の教育を受ける機会を確保するため、夜間中学等に関する調査研究を進めます。</u> <u>（再掲）</u></p>	<p>(10) あらゆる世代の誰もがいつでも学び挑戦し、活躍できる社会づくり</p>	<p>(P34) 取組の追加</p>
<p>9 <u>女性がライフステージに応じた多様な働き方を実現できるよう、学生を対象に就労継続の意識啓発に取り組みます。</u></p>	<p>8 <u>女性がライフステージに応じた多様な働き方を実現できるよう、学生を対象に就労継続の意識啓発や仕事と育児の両立体験プログラムに取り組みます。</u></p>	<p>(P35) 表現の精査</p>
<p>12 <u>津高等技術学校において、学卒者、離転職求職者に対して、職業訓練などにより、職業能力の開発および向上に取り組みます。</u></p>	<p>11 <u>津高等技術学校において、学卒者、離転職求職者、在職者等に対して、職業訓練などにより、職業能力の開発および向上に取り組みます。</u></p>	<p>(P35) 表現の精査</p>
<p>13 <u>産業界のニーズさらには潜在的ニーズをふまえた多様な在職者訓練を実施し、県内中小企業を支える技術者等のスキルアップを図ります。</u></p>	<p>12 <u>産業界のニーズさらには潜在的ニーズをふまえ、リカレント教育のプログラムを検討し、県内企業の技術者等が幅広く受講できるように取り組みます。</u></p>	<p>(P35) 表現の精査</p>
<p>16 <u>障がい者の社会参画を進めるため、多様なニーズに対応した職業訓練や福祉施設から一般就労に向けた支援、社会的事業所への運営支援など雇用の場の拡大に取り組みます。</u></p>	<p>15 <u>障がい者の社会参画を進めるため、障がい者の態様に応じた職業訓練や福祉施設から一般就労に向けた支援、社会的事業所への運営支援など雇用の場の拡大に取り組みます。</u></p>	<p>(P35) 表現の精査</p>
<p>19 <u>水産分野への障がい者の就労機会の拡大に向け、地域が主体となって水福連携に取り組む体制づくりや漁業者と福祉事業所等をつなぐ人材の育成を進めます。</u></p>	<p>18 <u>水産分野への障がい者の就労機会の拡大に向け、福祉事業所等の漁業参入の促進や関係団体への意識啓発に取り組みます。</u></p>	<p>(P35) 記述内容の充実</p>

次期「三重県教育施策大綱」中間案（修正版）新旧対照表

中間案（修正版）（新）	中間案（旧）	備考
<p>22 <u>日本語能力が十分でない外国人住民が、生活等に必要な日本語能力を身に付けられるよう、関係機関等と連携し、県内の日本語教育環境の強化に取り組めます。</u></p>		<p>(P36) 取組の整理</p>
	<p>22 <u>外国人技能実習生が円滑に技能検定を受検できるよう、三重県職業能力開発協会と協力して、検定委員や相談員等の確保・育成を促進するなど、受検体制を整えます。</u></p>	<p>(P36) 取組の整理</p>
<p>28 総合型地域スポーツクラブの支援やスポーツ推進月間の取組など、スポーツに親しむ<u>機会の拡充や機運の醸成を図ります。</u></p>	<p>27 総合型地域スポーツクラブの支援やスポーツ推進月間の取組など、スポーツに親しむ<u>機会の拡充や気運の醸成を図ります。</u></p>	<p>(P36) 表現の精査</p>
<p>5 「教育への県民力の結集」に向けて</p> <p>(1)「学校」の役割 ◇子どもたちの可能性を「開花」させ、「<u>生き抜いていく力</u>」を育みます。 (中略) ◇地域と協働し、信頼される学校づくりを<u>進めます。</u> (中略)</p> <p>(2)「家庭」の役割 ◇「心の拠り所」「教育の原点」として、子どもを温かく育みます。 (中略) ◇学校との連携を深め、教育効果を<u>高め合います。</u> (中略)</p>	<p>5 「教育への県民力の結集」に向けて</p> <p>(1)「学校」の役割 ◇子どもたちの可能性を「開花」させ、「<u>生き抜いていく力</u>」を育むこと (中略) ◇地域と協働し、信頼される学校づくりを<u>進めること</u> (中略)</p> <p>(2)「家庭」の役割 ◇「心の拠り所」「教育の原点」として、子どもを温かく育むこと (中略) ◇学校との連携を深め、教育効果を<u>高め合うこと</u> (中略)</p>	<p>(P37～38) 表現の精査</p>

次期「三重県教育施策大綱」中間案（修正版）新旧対照表

中 間 案（修正版）（新）	中 間 案（旧）	備 考
<p>（３）「地域」の役割</p> <p>◇社会性や自主性、豊かな人間性を育む多様な体験・交流の機会を<u>提供します。</u></p> <p>（中略）</p> <p>◇学校を<u>支援するとともに、子育てや家庭教育を応援し支えます。</u></p> <p>（中略）</p> <p>（４）「企業等」の役割</p> <p>◇専門性等を<u>生かし、教育活動に積極的に参画します。</u></p> <p>インターンシップ、（中略）、専門性等を<u>生かし教育活動に積極的に参画します。</u></p> <p>◇企業等活動を通じ、さまざまな側面から教育施策に<u>貢献します。</u></p> <p>（中略）</p> <p>（５）「高等教育機関」の役割</p> <p>◇地域社会で活躍する人材を<u>輩出します。</u></p> <p>（中略）</p> <p>◇「知」の集積を地域の教育振興に<u>還元します。</u></p> <p>（中略）</p> <p>（６）「行政」の役割</p> <p>◇質の高い教育環境を創造するとともに、必要な助言等を行います。</p> <p>（中略）</p> <p>◇「教育への県民力の結集」を<u>促進します。</u></p> <p>（中略）</p>	<p>（３）「地域」の役割</p> <p>◇社会性や自主性、豊かな人間性を育む多様な体験・交流の機会を<u>提供すること</u></p> <p>（中略）</p> <p>◇学校を<u>支援すること、子育てや家庭教育を応援し支えること</u></p> <p>（中略）</p> <p>（４）「企業等」の役割</p> <p>◇専門性等を<u>活かし、教育活動に積極的に参画すること</u></p> <p>インターンシップ、（中略）、専門性等を<u>活かし教育活動に積極的に参画します。</u></p> <p>◇企業等活動を通じ、さまざまな側面から教育施策に<u>貢献すること</u></p> <p>（中略）</p> <p>（５）「高等教育機関」の役割</p> <p>◇地域社会で活躍する人材を<u>輩出すること</u></p> <p>（中略）</p> <p>◇「知」の集積を地域の教育振興に<u>還元すること</u></p> <p>（中略）</p> <p>（６）「行政」の役割</p> <p>◇質の高い教育環境を創造するとともに、必要な助言等を行うこと</p> <p>（中略）</p> <p>◇「教育への県民力の結集」を<u>促進すること</u></p> <p>（中略）</p>	

次期「三重県教育施策大綱」中間案（修正版）新旧対照表

中間案（修正版）（新）	中間案（旧）	備考
<p><u>【県と市町との役割分担】</u></p> <p>○市町の役割 義務教育、幼児教育を担う自治体として、自らの判断において教育行政を展開するとともに、<u>その取組内容や成果・課題について住民への説明責任を果たします。</u></p> <p>○県の役割 全県的な教育水準の<u>維持と向上</u>に主体的な役割を果たします。 また、教育施策を進めるにあたり、市町との意見交換、情報交換を密にし、その主体性を尊重するとともに、<u>一層の支援を行います。</u></p>	<p><u>（7）県と市町との役割分担</u></p> <p>①市町の役割 義務教育、幼児教育を担う自治体として、自らの判断において教育行政を展開するとともに、<u>その成果について住民への説明責任を確実に果たします。</u></p> <p>②県の役割 全県的な教育水準の<u>維持向上</u>に主体的な役割を果たします。また、教育施策を進めるにあたり、市町との意見交換、情報交換を密にし、その主体性を尊重するとともに、<u>一層の支援に努めます。</u></p>	

総合教育会議及び県議会の意見への対応・回答について（案）

	区分	頁	意見	対応・回答案
総合教育会議の意見				
1	3 三重の教育における基本方針	6	「教育に取り組む基本方針」について、もう少し三重らしい表現を入れても良いのではないか。	三重県教育施策大綱については、全体的に教育施策における三重県らしい考え方や特色を意識して策定しており、例えば、人の一生を連続性の中でとらえた一貫したものとして、対象範囲を幼児期、青少年期から社会人・高齢者など成年期までと、学校教育以外も広く含めた三重の人づくりにおける教育の基本方針や施策を示したものであること、「毎日が未来への分岐点」、「生き抜いていく力」、「時をつなぐ協創」等、県民の皆さんに関心や共通認識として持っていていただきやすい、三重県独自のキーワードを用いて記述するなど、三重県らしさを出すための工夫を行っており、これらの内容を包含して「教育に取り組む基本方針」として表しているところです。
2	4 教育施策		三重県らしい大綱とするためにも、注釈について、もう少し三重県の情報を入れても良いと思う。	「みえスタディ・チェック」や「CLM (Check List in Mie)」、「みえ農業版MBA養成塾」、「みえ森林・林業アカデミー」、「ステップアップカフェ」等、三重県独自の取組情報に配慮しながら、注釈を記述しています。

	区分	頁	意見	対応・回答案
県議会の意見				
1	3 三重の教育における基本方針 (3) 誰一人取り残さない、みんなが大事にされる安全・安心の三重の実現	8	「共通のスタートラインに立ち」という表現について、様々な状況の子どもがおり、それぞれでスタートラインは異なると考えることから違和感がある。	誰もが人生を豊かに輝かせることができるよう、教育が、誰一人取り残すことなく、様々な状況にある一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばしていく必要があるというメッセージをより分かりやすく伝えるため、 「一人ひとりを大切にして取組を進めてきた本県教育の成果をふまえ、誰もが取り残されることなく質の高い教育を受け、自らの能力・可能性を最大限に伸ばすことで、夢や希望を実現し活躍し続けることができるよう、それぞれの状況に応じた、発達段階で途切れることのない公平公正で最適な学びの環境を整えます。」と修正して記述しました。
2	4 教育施策 ①「教育の原点」である家庭教育と子育て支援の充実	12	教育施策1の「主な取組内容」2項目めの記述の中で、「基本的な生活習慣」という表現が分かりにくいので分かりやすい記載として欲しい。	子どもの健やかな成長のための基本的な生活習慣として「早寝・早起き・朝ごはん」等の確立を図っているところであり、取組内容にその内容を追記しました。

	区分	頁	意見	対応・回答案
3	4 教育施策 ②人間形成の基礎を担う幼児教育の充実	14	教育施策2の主な取組内容について、取組の方法しか書かれていない。学習指導要領(幼稚園)などが改正されており、教育内容について、もう少し具体的に記述されたい。	教育施策2における「基本的な取組方向」及び「主な取組内容」については、平成30年4月から施行されている「保育所保育指針」および「幼稚園教育要領」をふまえて、 <u>主な取組内容1, 2, 3, 6</u> について、 <u>より具体的な記述を加えて修正</u> しました。
4	4 教育施策 ③子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成	16	教育施策3について、現大綱では、確かな学力、豊かな心、健やかな身体の育成を3つの教育施策としてきたところ、次期大綱では1つの施策として一体化していることの意義について、書くことはできないか。	「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」については、その3つの力が育まれる中で、子どもたち一人ひとりが、自分の良さや可能性を認識し、自己肯定感を高め、新たな時代に対応していく力の基礎を形成していくということが大切であると考え、こうした考え方をメッセージとして示すため、教育施策3として整理しています。 また、その3つの力の育成を基礎とし、急速な技術革新等により変化が激しく予測困難な社会にあっても、子どもたち一人ひとりが、変化を前向きに受け止め、社会の一員としての自覚と責任を持ち、自らの感性や創造性を発揮して、他者との絆を大切にしながら、豊かな未来を創っていく力の育成について教育施策4として整理しています。 それぞれの施策の基本的な取組方向及び主な取組内容の中で、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」の育成及び豊かな未来を創っていく力の育成について、具体的な取組を記述しています。

	区分	頁	意見	対応・回答案
5	4 教育施策 ④個性を生かし 他者と協働して 未来を創造する 力の育成	21	教育施策4の主な取組内容について、グローバルな人材を育成するにあたっては、郷土教育だけではなく自分の国を知ることの教育についても必要であるため、記述してほしい。	<p>ご意見のとおり、子どもたちに世界にあっても地域にあっても活躍できる力を育てていくためには、グローバルな視野と志を持ち、異なる文化に対する理解や郷土への愛着、語学力やコミュニケーション能力などを高めていく必要があります。</p> <p>こうしたことから、教育施策4では、主な取組内容の13及び14において多文化共生、異文化理解に向けた教育の推進について、14及び15において英語教育の推進について、16及び17において郷土教育の推進について記述しています。</p> <p>こうした中で、自分の国への理解に向けた教育については、県民の皆さんへよりわかりやすくお示しするため、13を「高校生が、グローバルな視野や地域社会に貢献しようとする「志」を持てるよう、学校の枠を越え、<u>自分の国のことや地球規模の課題等を題材とした学習を推進します</u>」と修正して記述しました。</p>

	区分	頁	意見	対応・回答案
6	4 教育施策 ④個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成 ⑨地域の未来を創る多様な人材の育成	21 32	地域の文化振興の取組について、教育施策4や教育施策9で記載があるが、もっと記載を充実しても良いのではないか。	<p>教育施策大綱は、地方公共団体の長が、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策として定めるものとされていますが、三重県では、平成26年11月におおむね10年間を対象期間として策定した「新しいみえの文化振興方針」の中で、文化振興施策についての方向性を示しています。</p> <p>こうしたことから、三重県教育施策大綱は、三重の教育の基本的な方針や教育施策の主な内容について示すものと位置付けています。</p>
7	4 教育施策 ⑤特別支援教育の推進	23 ～ 24	ダイバーシティの推進、SDGsの考え方をふまえ、特別支援教育におけるインクルージョンの考え方をより明確に示してほしい。	<p>ご意見のとおり、子どもたちが社会の中で、様々な人と関わり、共に生きていくためには、すべての子どもたちが互いに尊重し合い、よさを認め合うことが大切であると考えています。</p> <p>こうしたことから、「基本的な取組方向」の2段落目について、「また、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが<u>行事等の交流や授業で共に学ぶことなどをおして互いに理解を深め、尊重する態度を育みます。</u>」と修正して記述するとともに、その趣旨をふまえ、<u>主な取組内容8の記述内容を充実</u>させました。</p>

	区分	頁	意見	対応・回答案
8	4 教育施策 ⑤特別支援教育の推進	23	<p>特別支援教育においては、一人ひとりの状況に応じた学びの支援を行っていくことが大切である。</p> <p>教育施策5の「主な取組内容」の記述について、学校や地域（支援組織等）、家庭（保護者）の連携がイメージしにくいいため、記述内容を工夫して欲しい。</p>	<p>ご意見のとおり、特別な支援を必要とする子どもが希望する進路等を実現し、地域の中で豊かに自分らしく生活していくためには、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援が行われるとともに、地域との交流や活動をとおして自立や社会参画する力が育まれるよう、学校、家庭、地域が連携して取り組んでいく必要があります。</p> <p>こうした考え方をふまえ、<u>主な取組内容3, 4, 5, 12</u>について記述内容を修正しました。</p>
9	4 教育施策 ⑥安全で安心な学びの場づくり ⑩あらゆる世代の誰もがいつでも学び挑戦し、活躍できる社会づくり	26 34	<p>小中学校における不登校などの何らかの理由で、義務教育内容の習熟ができなかった人たちへの対応について記述されたい。夜間中学の検討も含め、学び直しの機会を求めたい。</p>	<p>ご意見のとおり、様々な事情により義務教育を十分に受けられなかった方への教育を受ける機会を確保していくことが必要であると考えています。</p> <p>こうした考え方をふまえ、教育施策6の主な取組内容18及び教育施策10の主な取組内容6に、<u>「様々な事情により義務教育段階の教育を十分に受けられないまま中学校を卒業した方等の教育を受ける機会を確保するため、夜間中学等に関する調査研究を進めます。」</u>という項目を追加しました。</p>

	区分	頁	意見	対応・回答案
10	5 「教育への 県民力の結集」 に向けて	37 ～ 38	記述が命令調である。 また、「(6)『行政』の 役割」と「(7) 県と市町 との役割分担」との関係 が少し分かりにくい。	語尾を「です」「ます」調に修正して記 述しました。 また、「(7) 県と市町との役割分担」 について、「(6)『行政』の役割」との関 係性を分かりやすく修正して記述しま した。
11	5 「教育への 県民力の結集」 に向けて	38	「(7) 県と市町との役 割分担」の項の記述につ いて、市町と県の文章の トーンが異なり、市町に 対する方が厳しい表現に なっているので、記述を 改められたい。	「行政」における市町と県の役割につ いて、文章のトーンを合わせるととも に、県の市町への支援に関する記述につ いて整理し、表現を修正しました。

次期「三重県教育施策大綱」中間案に対する パブリックコメントの概要について

1 意見募集期間

令和元年10月9日（水）～令和元年11月8日（金）

2 意見内容

(1) 意見総数

61人・団体の方々から、155件の意見をいただきました。

これらの中には同じ内容の意見もありましたので、121件に集約して整理しました。

(2) 項目別意見件数

項 目		意見数
総論的な部分への意見		42
内 訳	全体的な意見	6
	2 教育を取り巻く社会情勢の変化	13
	3 三重の教育における基本方針 前文	3
	(1) 新しい時代を「生き抜いていく力」の育成	4
	(2) 社会の変容がもたらす課題に対応した教育の充実	3
	(3) 誰一人取り残さない、みんなが大事にされる安全・安心の三重の実現	6
	(4) 三重に根ざした教育の推進	1
	(5) あらゆる世代の誰もがいつでも学び、活躍し続けられる環境の整備	1
	(6) 三重の県民力を結集した社会総がかりでの教育の推進	2
	5 「教育への県民力の結集」に向けて	3
各論部分への意見		79
内 訳	4 教育施策（複数の教育施策にまたがるもの）	3
	(1) 「教育の原点」である家庭教育と子育て支援の充実	8
	(2) 人間形成の基礎を担う幼児教育の充実	9
	(3) 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成	25
	(4) 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成	6
	(5) 特別支援教育の推進	12
	(6) 安全で安心な学びの場づくり	7
	(7) 地域との協働と信頼される学校づくり	4
	(8) 地域の未来と若者の活躍に向けた高等教育機関の充実	1
	(9) 地域の未来を創る多様な人材の育成	1
(10) あらゆる世代の誰もがいつでも学び挑戦し、活躍できる社会づくり	3	
合計		121

(3) 対応状況

対応区分	意見数
①中間案（修正版）に意見や提案内容を反映させていただくもの	21
②意見や提案内容が既に反映されているもの	9
③中間案（修正版）や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの	66
④反映または参考にさせていただくことが難しいもの	19
⑤その他（①～④に該当しないもの）	6
合計	121

4 次期「三重県教育ビジョン（仮称）」中間案（修正版）について

現行の三重県教育ビジョンの計画期間が令和元年度末で終了することから、次期の「三重県教育ビジョン（仮称）」を策定しています。

「三重県教育ビジョン（仮称）」中間案に係る県議会での審議、パブリックコメント等を踏まえ、**別冊3-1**のとおり中間案（修正版）をとりまとめました。中間案（修正版）の概要は以下のとおりです。

1 県議会の意見への対応について

令和元年10月7日の教育警察常任委員会において、中間案に対していただいた意見とその対応状況は次のとおりです。

No	施策名等	意見	対応
1	はじめに (2頁)	「10年先を見据えた4年間」という表現について、社会の変化が激しく未来が予測困難な時代を見据えた次期教育ビジョンのあり方と整合しないのではないか。「今の社会変化をとらえ、計画期間における施策展開にしっかり取り組んでいく」という視点こそがこれからの時代における教育ビジョンには重要ではないか。	ご意見をふまえ、「4教育ビジョンの計画期間」における記述を「令和2(2020)年から令和5(2023)年までの4年間」に修正するとともに、「1教育ビジョンの策定の趣旨」に「社会情勢の変化や課題に的確に対応し、本ビジョンの計画期間における教育施策を着実に進めていく」とする記述を追記しました。
2	教育を取り巻く社会情勢の変化（教職員を取り巻く環境） (6頁)	次年度から時間外労働の上限が月45時間・年360時間となる中で、こうしたことへの対応が課題となることを記述すべきではないか。	ご意見をふまえ、国において、月45時間、年360時間を時間外労働の上限とすること等を内容とする「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が示されていること、こうしたことに対応し、「長時間労働の是正に向けた取組を進めていくことが必要である」旨の記述を追加しました。
3	学力の育成 (17頁)	「カリキュラム・マネジメントの充実」の取組は継続して取り組むことが重要であることから、「現状と課題」や「取組方向」等に記載されたい。	カリキュラム・マネジメントは、教職員が複数の教科等と連携を図りながら授業をつくること、学校教育の効果を常に検証して改善すること、教育内容と地域の人材や施設等を効果的に組み合わせる活用すること等により、学校における教育目標の実現に向け教育活動全体の質的向上をめざすものであり、学校における一定の方針のもと個々の教職員が担っていくものとなります。

No	施策名等	意見	対応
			<p>このようにカリキュラム・マネジメントは、学校教育活動全体に係るものであることから、カリキュラム・マネジメントに係る記述を基本施策1から3の実施・展開を支える土台となる「基本施策5 地域との協働と信頼される学校づくり」(地域とともにある学校づくり、教職員の資質向上とコンプライアンスの推進)に記述しているところです。</p>
4	<p>体力の向上と学校スポーツの推進 (30頁)</p>	<p>生徒数減少の中で部活動の維持が厳しい学校もあるなど、公教育の部活動における指導者等の課題、教員への負担に対する課題をふまえ、外部指導者を入れることや外部の組織に委ねることについて示していくべきではないか。</p>	<p>ご意見のとおり、学校における部活動が教職員の負担につながっているとの指摘がある中で、部活動の適切な運営と効果的な指導が求められています。</p> <p>こうしたことから、部活動に係る教職員の負担が大きくなっている課題について、主な取組⁴(地域人材の活用および地域スポーツの充実)において、「教職員の負担軽減を図るため、外部のスポーツ人材の効果的な配置について取組」んでいく旨を記述しているところです。</p> <p>なお、少人数の部活動への配慮として、従来から県中学校体育連盟および県高等学校体育連盟では、他校との合同チームによる大会参加が可能となるよう規定を整理しているとともに、平成30年度に策定した「三重県部活動ガイドライン」では、合同チームの編成を検討・実施するにあたっては、当該校の校長・指導者間において、練習時間、練習場所、指導体制等を十分考慮・確認し、生徒、保護者の理解のうえで進めることが必要であるとしています。</p> <p>今後、スポーツ活動の機会確保に向けて、部活動の意義や地域スポーツとの連携等について議論が必要だと考えていますが、三重県だけで解決できない高校段階については、国の検討状況も注視しながら検討を進めていきたいと考えています。</p>
5	<p>キャリア教育の充実 (38頁)</p>	<p>(指標について) 「目標を持って学習に取り組んでいる子どもたちの割合」について、小学生と高校生では「目標」に対する意識・考え方が異なることから、小・中・高の数値を分けて記載した方がよいのではないか。</p>	<p>ご意見をふまえ、「小学生」、「中学生」、「高校生」に分け、目標値を設定しました。</p>

2 パブリックコメントについて

「三重県教育ビジョン（仮称）」（中間案）について実施したパブリックコメントの概要は次のとおりです。なお、パブリックコメントの詳細は別冊3-3のとおりです。また、パブリックコメントにあわせて実施した児童生徒、大学生との意見交換、「三重県キッズ・モニター」（電子アンケート）等の概要については別紙1のとおりです。

(1) パブリックコメント実施（意見募集）期間

令和元年10月15日（火）～ 令和元年11月14日（木）

(2) 意見内容

① 意見数

76人・団体の方々から、254件の意見をいただきました。

これらの中には同じ内容の意見もありましたので、147件に集約して整理しました。

② 項目別意見件数

項目	意見数
はじめに	6
第1章 総論	14
1 教育を取り巻く社会情勢の変化	4
2 三重の教育における基本方針	9
3 教育ビジョンに込める想い	1
第2章 基本施策・施策	119
基本施策1 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成	49
基本施策2 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成	14
基本施策3 特別支援教育の推進	13
基本施策4 安全で安心な学びの場づくり	16
基本施策5 地域との協働と信頼される学校づくり	27
第3章 教育ビジョンの実現に向けて	2
全般	6
合計	147

(3) 意見への対応状況

対応区分	件数
①意見や提案内容を反映させていただくもの	17
②意見や提案内容が既に反映されているもの	17
③今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの	106
④反映または参考にさせていただくことが難しいもの	7
⑤その他(①～④に該当しないもの)	-
合計	147

3 次期「三重県教育ビジョン(仮称)」中間案から中間案(修正版)への主な変更点

上記1および2、みえ県民カビジョン・第三次行動計画(仮称)最終案、次期「三重県教育施策大綱」中間案(修正版)をふまえた主な変更点は次のとおりです。

中間案から中間案(修正版)への変更箇所(新旧対照表)については、別冊
3-2のとおりです。

No	施策名等	頁	変更内容	備考
1	はじめに(策定の趣旨)	1	子どもを取り巻く課題として、「不登校児童生徒への支援」を加筆	新旧対照表 No1 パブコメ(1)
2	はじめに(策定の趣旨、計画期間)	1 ～ 2	「10年先を見据えた4年間(令和2年度から令和5年度)」を「令和2年度から令和5年度までの4年間」に記述を修正するとともに、「現在の社会情勢等に的確に対応し本ビジョンの計画期間における施策を着実に進めていく」旨の記述を追加	新旧対照表 No2 県議会意見(1) パブコメ(6)
3	はじめに(位置づけ)	2	教育ビジョンと「教育施策大綱、みえ県民カビジョン・第三次行動計画との関係性」についての記述を追加	新旧対照表 No4 県議会意見
4	教育を取り巻く社会情勢の変化	6	「教職員の時間外労働の上限」に係る記述を追加	新旧対照表 No6 県議会意見(2) パブコメ(9)
5	学力の育成	17	国における大学入学者選抜改革の動き(大学入学共通テストにおける記述式問題の導入見送り)に伴う記述の修正	新旧対照表 No13
6	学力の育成	18	「学ぶ楽しさ・わかる喜び」に係る記述を追加	新旧対照表 No14 子どもの意見

No	施策名等	頁	変更内容	備考
7	幼児教育の推進	22	「幼児教育・保育を一体的・総合的に推進するための取組」について記述を追加	新旧対照表 No23
8	読書活動・文化芸術活動の推進	27	「読書に親しみ、楽しむこと」に係る記述を追加	新旧対照表 No28 子どもの意見
9	健康教育・食育の推進	32	「性に関する指導」に係る記述の追加	新旧対照表 No34 パブコメ(62、66)
10	健康教育・食育の推進	32	「食料の大切さ」などの食に関する指導の充実に係る記述の追加	新旧対照表 No35 パブコメ(70)
11	特別支援教育の推進	44	「インクルーシブ教育の推進」に係る記述の追加	新旧対照表 No50 パブコメ(84) 子どもの意見
12	一人ひとりの学びを支える教育の推進	46	「支援情報ファイル」の名称を「パーソナルファイル」として記載	新旧対照表 No52 パブコメ(91)
13	特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進	47	「農福連携等とおした職域の拡大」に係る記述の充実	新旧対照表 No55
14	特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進	48	「小中学校における医療的ケア」に係る記述の追加	新旧対照表 No56 パブコメ(94)
15	学びのセーフティネット・学びの継続	65	「義務教育未修了者等への支援」に係る記述の追加	新旧対照表 No76
16	学びのセーフティネット・学びの継続	65	指標を「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」から「生活困窮家庭またはひとり親家庭の高校生世代が利用できる学習支援を実施する市町数」へ変更	新旧対照表 No78
17	教職員の資質向上とコンプライアンスの推進	75	教員等に係る「資質の向上に関する指標」に係る記述の整理	新旧対照表 No84 パブコメ(120)

No	施策名等	頁	変更内容	備考
18	教職員の資質向上とコンプライアンスの推進	77	「不祥事根絶」に係る記述の整理(不祥事「ゼロ」から「根絶」への変更)	新旧対照表 No85
19	学校における働き方改革の推進	81	指標を「教職員の負担軽減が進むことで教育の充実が図られた学校の割合」から「教職員の満足度」へ変更	新旧対照表 No92 パブコメ(134)
20	家庭の教育力の向上	84	「男性の育児参画」に係る記述の整理	新旧対照表 No98 パブコメ(137)
21	教育ビジョンの実現に向けて	89 ～ 90	各主体の「役割」、「期待される役割」に係る記述の整理および「企業における教育への積極的な参画」に係る記述の追加	新旧対照表 No100 パブコメ(141)

4 数値目標について

中間案(修正版)の作成にあわせ、**別紙2**のとおり、各指標の現状値および目標値を記載しました。

5 次期教育ビジョンの名称について

次期教育ビジョンの名称および副題について、以下のとおりとしたいと考えています。

三重県教育ビジョン

～子どもたちが豊かな未来を創っていくために～

- ・三重県では本県における教育のめざすべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示す指針を「三重県教育ビジョン」として平成23年度に策定し、以降2期(平成23年度から27年度、28年度から令和元年度)わたって施策の展開を図ってきました。こうしたなかで、「三重県教育ビジョン」については、県民の皆さん、県内教育関係者に定着している名称であると考え、引き続き、この名称を使用していきたいと考えています。
- ・副題の「子どもたちが豊かな未来を創っていくために」は、「教育ビジョンに込める想い」のキーワードです。

6 今後のスケジュール

令和2年3月 教育警察常任委員会(最終案)
3月 教育委員会定例会における議決で確定

「三重県教育ビジョン」の策定過程（令和元年12月）

1 「三重県教育改革推進会議」における審議

「三重県教育改革推進会議」（三重の教育の改革に関する重要な事項を調査審議するために、条例により設置された有識者会議）に審議を依頼しました。

現在までに、平成30年8月7日から令和元年12月10日まで、計7回審議をいただきました。（策定までに計8回審議いただく予定）

2 児童・生徒・大学生との意見交換会

現在学校や地域などで様々な学習に取り組んでいる小学生、中学生、高校生、特別支援学校の皆さん、また教職を志して県内大学教育学部で学んでいる大学生の皆さんから、教育に対する率直な意見を聴取しました。

校種	開催校	訪問日	参加者数
大学	皇學館大学	10月24日	8名（4年生6名、3年生2名）
	三重大学	10月30日	122名（4年生122名）
高等学校	松阪高校	11月19日	9名（2年生5名、1年生4名）
	名張青峰高校	11月20日	4名（2年生4名）
	四日市商業高校	11月21日	9名（3年生3名、2年生3名、1年生3名）
	相可高校	11月22日	3名（3年生3名）
	津西高校	11月13日	7名（2年生3名、1年生4名）
特別支援学校	度会特別支援学校	11月25日	2名（中学部2年生1名、1年生1名）
中学校	鈴鹿市立平田野中学校	11月13日	5名（3年生5名）
	多気郡多気町松阪市学校組合立多気中学校	11月12日	6名（2年生3名、1年生3名）
	鳥羽市立答志中学校	11月8日	6名（3年生1名、2年生4名、1年生1名）
小学校	紀北町立上里小学校	11月22日	14名（6年生5名、5年生9名）
	東員町立笹尾東小学校	11月14日	8名（6年生6名、5年生2名）
	伊勢市立厚生小学校	11月12日	10名（6年生）

（主な意見）

- ・ ICT活用で板書にかかる時間を少なくすることで、児童生徒と対話する時間を増やしたい。（大学生）
- ・ 教員の世界は閉鎖的なので、もっと学校が地域や社会とつながる必要がある。そうすれば結果的に教員の負担軽減にもつながる。（大学生）

- ・ 通学時に大量の教材を運ばなくてもよいように、教科書・辞書・ノートなどをタブレットPCに一元化してほしい。(高校生)
- ・ 自分で言うべきことを言ったり義務を果たしたり自立した大人になるためには、細かい校則で縛るより、自分たちでより良い学校生活の在り方を考えるべきだ。(高校生)
- ・ 先生が一方向的に教えるだけでなく、生徒同士が教え合うなど、ともに考える授業のほうがよい。(高校生・中学生・小学生)
- ・ 学校のトイレは使いにくいので改善してほしい。(高校生)
- ・ 小中学校との交流の機会が増えるとうれしい。(特別支援学校生)
- ・ 学年を越えた交流があると学校が楽しくなる。(中学生)
- ・ 外国人と交流ができるので、英語学習は楽しい。(中学生・小学生)
- ・ 地域の歴史や文化を学ぶことを通じて、新たに知ったり体験を積んだりすることができる。自分の地域のことも発信したい。(小学校)
- ・ 学校生活においては、相手の気持ちを考えて、みんなが楽しめるようにしたい。(小学校)

3 三重県キッズモニターによる意見聴取

(1) 意見募集期間

令和元年11月15日(金)～11月29日(金)

(2) 意見数

217人(高校生72人、中学生61人、小学生84人)の児童生徒から意見をいただきました(インターネットを使った電子アンケート)。

(3) 主なアンケート結果

- ①ががんばっていること (①算数・数学 37% ②クラブ活動 27% ③英語 21%)
- ②地域学習での変化 (①詳しく知れた 53% ②地域を残していきたい 19% ③地域をよくしていきたい 11%)
- ③道徳の授業での変化 (①変化した+どちらからといえば変化した 69% ②変化することはない+変化は少ない 31%)
- ④どんな学習が大切か (①調べ学習をする 64% ②仲間の意見を聴く 48% ③学級や班で話し合う 40%/ 学校外のいろいろな人に話を聞きに行く 40%)
- ⑤これからの学校生活について望むこと (自由回答)
 - ・ 教科の勉強以外の行事などで友人や先生との関係性を深めたい。
 - ・ 個人を尊重しあいながら、皆にとって居心地よい環境になったらよい。
 - ・ 先生が導き出す形ではなく自主的にやりたいと思わせる環境がよい。
 - ・ たくさんの友達と意見を交換して、なぜそう考えるのかを考えたい。
 - ・ もっと先の勉強をしていきたい。
 - ・ 担任の先生は交代制でたくさんの人と交流したい。
 - ・ 高校でも給食を食べたい。
 - ・ 地域の事を他の地域の人に伝えたい。

次期「三重県教育ビジョン（仮称）」数値目標一覧

別紙 2

基本施策 1		子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成					
施策名	指標	指標の説明	指標の選定理由	数値目標		令和5年度目標値設定理由	
				R 1 (現状値)	R 5 (目標値)		
基本 施策		自分には、よいところがあると思う子どもたちの割合	自分には、よいところがあると思うという質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合	子どもたちが、将来、自らの夢や可能性に挑戦しようとする意欲を持ち、必要な力を身につけるためには、知・徳・体を一体的・調和的に育み、自己肯定感を高めることが重要なことから選定しました。	小学生 80.1% 中学生 74.9%	小学生 86.1% 中学生 80.5%	小中学校においては、成果をあげている他県の状況をふまえて、現状値からおおむね5ポイント高めるとして、目標値を設定しました。
1-1	学力の育成	「全国学力・学習状況調査」における本県の子どもたちの学力の伸び	「全国学力・学習状況調査」において文部科学省が示す正答数分布の4階層(ABCD層)におけるAB層の公立小中学生の割合(全国を100とした場合の本県の値)	子どもたち一人ひとりに学習指導要領で求められる確かな学力を育んでいくことが重要であることから、子どもたち全体の学力を伸ばし、AB層の割合を増加させることを指標として選定しました。	小学生 100.2 中学生 98.3	小学生 104 中学生 102	全国学力・学習状況調査において、AB層の子どもの割合が全国平均より少ないことから、全ての子どもたちの学力を向上させることで、全国の割合を100とした本県の値を毎年1ポイントずつ伸ばしていくこととして設定しました。
1-2	外国人児童生徒教育の推進	日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、日本語指導が行われている学校の割合	日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、教育課程に位置づけた特別な日本語指導が継続的、計画的に行われている公立小中学校の割合	日本語指導が必要な子どもたちが、学校で安心して学び、社会で自立していくために必要な力を身につけるためには、日本語能力が大切であることから選定しました。	89.6%	100%	日本語指導が必要な子どもが在籍する学校が増加している中で、どの学校で学んでも日本語能力を身につけられるよう、在籍する全ての学校で適切な日本語指導が行われることをめざして設定しました。
1-3	幼児教育の推進	就学前教育に独自の計画・方針を策定して取り組む市町の数	「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」をふまえ、就学前教育の独自の計画や方針を策定して取り組んでいる市町の数	幼稚園や保育所、認定子ども園において、幼児期から質の高い教育を提供することの重要性が高まっており、各市町において地域の状況に応じて計画的に就学前教育に取り組んでいくことが大切であることから選定しました。	15市町	29市町	令和5年度に、すべての市町で計画や方針を策定して質の高い就学前教育が提供されるよう、段階的に増加していくこととして設定しました。
1-4	人権教育の推進	人権学習によって人権を守るための行動をしたいと感じようになった子どもたちの割合	県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において、「差別をなくすために何かができることをしたいと思うかどうかを問う質問に「思う」、「どちらかといえば思う」と回答した生徒の割合	三重県人権教育基本方針において、自他の人権を守るための実践行動ができる力を育むことを人権教育の目的としていることから選定しました。	86.6% (30年度)	98.5%	県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において「差別はいけないと思う」と回答した生徒の割合が98.3%(過去最高値)である一方で、「差別をなくすための行動をしたいと思う生徒の割合は86.6%に留まっています。第三次行動計画ではその差を埋め、さらにこれまでを上回る数値まで到達することをめざし、年ごとに3%程度を積み上げていけるよう目標値を設定しました。
1-5	道徳教育の推進	道徳科の授業で家庭や地域と連携した取組を行っている小中学校の割合	道徳科での子どもたちの学ぶ姿を保護者や地域の人々に紹介するなど、家庭や地域社会と連携した取組を行っている公立小中学校の割合	道徳科は全教育活動を通じて行う道徳教育の要であり、学校における道徳教育への理解と協力を家庭や地域社会から得ることが大切であることから選定しました。	小学校 78.7% 中学校 48.7% (30年度)	小学校 100% 中学校 100%	子どもたちの道徳性を育むためには、家庭や地域と共通理解を深め、連携して取り組むことが重要であることから、令和5年度に全ての小中学校で実施されるよう、段階的に増加していくこととして設定しました。
1-6	読書活動・文化芸術活動の推進	授業時間以外に読書をする子どもたちの割合	「学校の授業時間以外に、普段、1日あたりどれくらいの時間、読書を読みますか」という質問に対して、「10分以上」と回答した公立小中学生の割合	豊かな心の育成につなげるため、読書活動の推進を行うことで読書に親しむ児童生徒が増えることが重要と考え、選定しました。	小学生 63.9% 中学生 45.5%	小学生 65.7% 中学生 50.4%	子どもたちの読書活動が、小学生、中学生ともに全国平均に達していないため、全国平均値に達成することを目標として設定しました。
1-7	体力の向上と学校スポーツの推進	体力テストの総合評価が「A」・「B」・「C」の子どもたちの割合	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における総合評価が、「A」・「B」・「C」・「D」・「E」の5段階のうち上位3段階である「A」・「B」・「C」の公立小中学生の割合	柔軟性や筋力、持久力など基礎的な体力は、子どもたちの生涯にわたる健康の保持増進に重要な役割を果たすことから選定しました。	78% (30年度)	80.0%	令和2年度の全国中学校体育大会、令和3年度の三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催による運動やスポーツへの関心や体力向上への機運の高まりを見込み、令和5年度の目標値を80%と設定しました。
		授業以外でも運動やスポーツをしたいと思う子どもたちの割合	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の児童生徒質問紙調査の「授業以外でも運動やスポーツをしたいと思いませんか」という質問に、「思う」と回答した公立小中学生の割合	子どもたちが体を動かすことが好きになると、授業以外でも運動やスポーツをしようようになり、子どもたちの体力が向上することにつながるから、選定しました。	69.0% (30年度)	71.5%	県教育委員会が学校の体力向上に向けた取組を支援するとともに子どもたちが大規模なスポーツ大会に「する」、「みる」、「支える」、「知る」といったさまざまな形で関わることで、「授業以外でも運動やスポーツをしたいと思う」と回答する公立小中学生の割合増加を見込み、目標値を71.5%と設定しました。
1-8	健康教育・食育の推進	むし歯予防に取り組んでいる小学校・特別支援学校(小学部)の割合	年間を通じて、給食後の歯みがき指導又はフッ化物塗布を実施している公立小学校および県立特別支援学校(小学部)の割合	歯と口の健康づくりは、生涯にわたり健康で充実した生活を送るための基礎となる重要な取組です。全国平均と比べて高い状況が続いている、子どもたち一人当たりの平均むし歯指数を改善するために、むし歯予防は重要であることから、選定しました。	71.5% (30年度)	100%	全ての公立小学校および県立特別支援学校が、給食後の歯みがき指導又はフッ化物塗布に取り組み、むし歯予防に努めることを目指し、最終目標を100%としました。

基本施策2 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成

施策名	指標	指標の説明	指標の選定理由	数値目標		令和5年度目標値設定理由	
				目標数値			
				R1 (現状値)	R5 (目標値)		
基本 施策	自立した主体として、社会において権利を行使し責任を果たそうと考える高校生の割合	「社会の一員として権利を行使し、義務と責任を果たそうと考えていますか」、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」という質問に対して肯定的な回答をした県立高校生の割合	18歳で成年を迎えることとなる高校生が、社会を構成する一員として権利を行使し、責任を果たすことの大切さを理解している必要があることから選定しました。	62.3%	74.3%	全国学力・学習状況調査における中学生への同内容の質問に対する回答の伸びが、4年間で約10ポイント(2.6ポイント/年)伸びていることをふまえるとともに、新学習指導要領の実施に向けた授業改善、主権者教育や消費者教育等に取り組むことにより、現状値より毎年3ポイント上昇させることとして、目標値を設定しました。	
2-1	主体的に社会を形成する力の育成	社会的な課題について話し合う活動を行っている高等学校の数	政治的・社会的な事象や環境問題、持続可能な消費と生産など、社会的課題の解決に向けた考えを深める話し合い活動を実施している県立高等学校の数	実際の社会的な事象を題材として、自分の意見を述べ、他の生徒の意見を聞き、考えを深めていけるような機会を持つことが、これからの社会の形成者としての資質・能力を育成するためには重要であることから、選定しました。	20校 (30年度)	56校	高校生が、自ら課題を発見し協働して解決策を見出す活動を行うことで、これからの社会の形成者として必要な資質・能力の育成につながることを考えたことから、全ての県立高等学校において実施することを目指して目標値を設定しました。
2-2	キャリア教育の充実	目標を持って学習や活動に取り組んでいる子どもたちの割合	「目標の達成をめざして、学習や活動ができていますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合	目標を定め、先を見通して行動できる力はこれからの社会において必要な力であることから選定しました。	小学生 89.3% (30年度) 中学生 85.0% (30年度) 高校生 65.9% (元年度)	小学生 92.0% 中学生 87.0% 高校生 75.0%	第二次行動計画期間の最高値(小学生89.3%、中学生85.0%、高校生66.6%)を上回るよう、小学生、中学生はそれぞれ2ポイント程度の上昇を見込んで目標値を設定しました。特に高校生については、本施策を通じて自己の将来とのつながりを見通しながら学ぶ力を高める必要があることから、9ポイント程度の上昇を見込んで目標値を設定しました。
2-3	グローバル教育の推進	日常的話題や社会的な話題について、英語でやりとりすることができる高校生の割合	文科省の「英語教育実施状況調査」における、高等学校卒業段階でCEFR A2レベル相当以上を達成した県立高校生の割合	子どもたちが、将来グローバル社会で活躍するためには、多様な国の人々と主体的、積極的に英語でコミュニケーションを図る能力が必要不可欠であることから、選定しました。	38.7% (30年度)	50.0%	国の第三期教育振興基本計画において、CEFR A2レベル相当以上を達成した高校生の割合を50%にすることが示されていることをふまえ、目標値を設定しました。
		地域の行事に参加している子どもたちの割合	「今住んでいる地域の行事に参加していますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合	将来の地域社会を形成する力を育成するために、地域社会において様々な人々と触れ合うことで、新たな発見や発想等を得ていくことが重要と考え、選定しました。	小学生 74.1% 中学生 56.8%	小学生 76.1% 中学生 62.8%	中学生が地域の行事に参加する比率を上げるためには、小学校段階においてその経験を高め、必要があることから、第二次行動計画期間に上昇した割合(小学生1.0ポイント、中学生5.9ポイント)を上回るよう、小学生では2ポイント、中学生では6ポイントの上昇を見込んで目標値を設定しました。
2-4	知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成	実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な学習活動を行った高等学校の数	科学的、技術的、工学的、芸術的、数学的な見方・考え方を働かせて、問題を発見し、解決する教科横断的な学習活動を行った県立高等学校の数	子どもたちが、予測困難な未来社会において、豊かに幸せに生きていく力を身につけるためには、AIなどの技術を適切に使いこなし、自分自身の答えを自ら発見することができるような学習が学校教育の中心となっていく必要があると考え、選定しました。	12校 (30年度)	36校	実社会で必要となる科学や数学・芸術などの教科横断的な学習活動は、現在SSH指定校や農業科などを中心に行われています。今後、このような学習活動を行う学校を、全県に満遍なく拡充していくために、3つの学区で普通科を中心に毎年2校ずつ増加させ、令和5年度には36校となることをめざし、目標値を設定しました。
		「困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦している」と答えた高校生の割合	「困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦していますか」という質問に対して、肯定的な回答をした県立高校生の割合	将来を予測することが難しい社会において、生徒が困難だと感じることに前向きに挑戦することが社会の変化に対応する力として必要不可欠であることから選定しました。	71.8%	76.0%	探究活動や課題解決型学習、教科横断的な学びなどの取組を進めることにより、第二次行動計画期間中の上昇の割合(0.1ポイント/年)を上回る毎年1ポイント程度の上昇をめざして目標値を設定しました。

基本施策3 特別支援教育の推進

施策名	指標	指標の説明	指標の選定理由	数値目標		令和5年度目標値設定理由	
				目標数値			
				R1 (現状値)	R5 (目標値)		
基本 施策		特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率	一般企業への就職を希望している県立特別支援学校高等部の生徒の就職率(就労継続支援A型事業所を除く)	障がいのある子どもの教育的ニーズを的確に把握し、早期からの一貫した指導・支援の充実を図り、一般企業への就職を希望する生徒の就職を実現することは、特別支援教育の成果を象徴的にあらわすことから選定しました。	100% (30年度)	100%	一般企業への就職を希望している生徒全員の希望が実現できることを目標に、毎年100%に設定しました。
3-1	一人ひとりの学びを支える教育の推進	小中学校の通常の学級において個別の教育支援計画および個別の指導計画を作成した公立小中学校の割合	通常の学級において、個別の教育支援計画および個別の指導計画を作成した公立小中学校の割合	特別な支援を必要とする子どもたちが、いきいきと学校生活を送り意欲的に学んでいくためには、個々に応じた指導・支援が計画的に進められることが重要であることから選定しました。	支援計画 小:86.0% 中:70.2% (30年度) 指導計画 小:91.5% 中:85.1% (30年度)	支援計画 100% 指導計画 100%	特別な支援を必要とする全ての子どもたちが、一人ひとりの特性や教育ニーズに応じたきめ細かな指導や支援を受けることができることを目標に設定しました。
3-2	特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進	特別支援学校における交流および共同学習の実施件数	県立特別支援学校と小中学校、高等学校等との交流および共同学習を実施した回数	交流および共同学習は、特別支援学校と地域の小中学校等の子どもたちがお互いを理解し、共に助け合うことを学ぶ大切な機会であることから選定しました。	845回 (30年度)	950回	障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ交流および共同学習の実施を、1校あたりの回数の増加を1割程度増やすこととして設定しました。

基本施策4 安全で安心な学びの場づくり

施策名	指標	指標の説明	指標の選定理由	数値		令和5年度目標値設定理由	
				R1 (現状値)	R5 (目標値)		
基本施策	学校生活に安心を感じている子どもたちの割合	「学校でいじめや暴力の心配がなく、安心して学習することができますか」という質問に対して肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合	公立小中学校および県立高等学校の児童生徒のうち、学校生活に安心を感じている割合を把握するために選定しました。	小学生 92.4% (30年度) 中学生 95.7% (30年度) 高校生 88.9% (元年度)	小学生 95.4% 中学生 98.7% 高校生 92.3%	学校生活において子どもたちが安心を感じている割合は、すでに小中学校においては90%を超えています。この割合は今後100%をめざすべき大切な項目であると考えられることから、各校種とも3%程度(年0.6~0.9%)の上昇を見込んで目標値を設定しました。	
4-1	いじめや暴力のない学校づくり	いじめ防止応援サポーターとして、県いじめ防止条例の趣旨に賛同し、いじめの防止に取り組む事業所・団体・個人の数	「三重県いじめ防止条例」にもある社会総がかりでいじめの防止に向けた取組を推進するため、学校だけでなく、保護者や地域住民、いじめ防止を応援してくれる事業者等が一体となっていじめ防止に取り組む割合を増やしていきたいことから選定しました。	450団体	650団体	県全体に活動を広げていくため、29市町の規模に応じて、毎年1~6団体(事業所・個人を含む)増加することをめざし、目標を設定しました。	
	いじめの認知件数に対して解消したものの割合	当該年度中に発生したいじめの認知件数のうち、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」で示された解消要件(認知後少なくとも3か月経過)を満たすものの割合	一旦認知されたいじめの事案に関しては、組織的な対応により、早期解消をはかることが最も重要なことであるため、選定しました。	96.7% (30年度)	100%	いじめは子どもたちの命にもかかわる重大な問題であることから、認知されたいじめは、100%の解消をめざして取り組むこととして、設定しました。	
4-2	防災教育・防災対策の推進	家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	災害時に子どもたちの命を守るとともに、支援者の立場で地域の一員として行動できるようにするためには、家庭・地域と連携した取組が重要であることから、選定しました。	92.4% (30年度)	100%	全ての学校で家庭や地域と連携した防災教育を実施していること(100%)を目標としました。	
4-3	子どもたちの安全・安心の確保	学校安全ボランティアの中心となるスクールガード・リーダーの登録者数	通学路の見守りボランティアを行うスクールガード(学校安全ボランティア)の活動に対して専門的な指導・助言等を行うとともに、学校における防犯教室等を支援するスクールガード・リーダーの登録者数	学校・地域が一体となって、子どもたちの防犯意識を高めるとともに登下校時における子どもたちが事故や犯罪に巻き込まれるのを防ぐ見守り活動をより効果的に実施していくためには、スクールガード・リーダーを中心とした学校安全ボランティアの充実が重要であることから選定しました。	5人	29人	児童生徒の登下校時の安全確保は喫緊の課題であり、令和元年度現在、公立小学校においては、約2万人の学校安全ボランティア(スクールガード)が登録されています。学校安全ボランティア(スクールガード)の指導役である警察官OB等をスクールガード・リーダーとして県が育成し、その専門性を高めながら、令和5年度には各市町に1人ずつ配置することをめざして、登録者数を29人と設定しました。
4-4	不登校児童生徒への支援	不登校児童生徒が、学校内外の機関等での相談・指導等を受けた割合	校内のスクールカウンセラーや、校外の教育支援センター等に相談や指導等を受けたことのある公立小中高等学校の不登校児童生徒の割合	不登校児童生徒の将来の社会的自立を支援する観点から、欠席が続く児童生徒が、学校内外の関係機関とのつながりを持つことが大切であると考えられるため、選定しました。	小学生 74.1% 中学生 68.1% 高校生 50.7% (30年度)	小学生 89.1% 中学生 88.1% 高校生 60.7%	不登校児童生徒のうち長期間にわたって欠席している児童生徒全員が、学校内外の機関等での相談・指導等を受けている状態をめざして、目標値を設定しました。
4-5	学びのセーフティネットの構築・学びの継続	生活困窮家庭またはひとり親家庭の高校生や高校生世代が利用できる学習支援を実施する市町数	生活困窮家庭またはひとり親家庭の高校生や高校生世代が利用できる学習支援を実施する市町数	現行の「三重県子どもの貧困対策計画」において、指標に定めた「生活困窮家庭またはひとり親家庭に対する無料の学習支援を利用できる市町数」は計画策定時の6市町から平成30年度は28市町に増加し、ほとんどの市町で利用できる体制が整備されました。一方で、ひとり親・生活困窮家庭の高校生が学習支援を利用できるのは18市町にとどまっています。学習習慣の確立をめざすとともに、中退者やさまざまな理由で進学しなかった人など誰一人取り残すことなく支援の機会が提供されることが必要であることから、高校生世代が学習支援を利用できる市町数を選定しました。	18市町	26市町	第二期子どもの貧困対策計画(令和2年度~令和6年度)において同指標を設定し、最終年の令和6年度に29市町すべてで学習支援が利用できる状態をめざすこととしています。このことから、5年間で毎年2市町ずつ増加するよう、学習支援体制の整備に取り組んでいくこととし、令和5年度は目標値を26市町と設定しています。
	高等学校(全日制)における中途退学率	全日制高等学校へ入学した生徒のうち、中途退学した生徒の割合	学習支援や経済的支援等が、中途退学する生徒の減少につながると考え、選定しました。	0.66% (30年度)	0.48%	全日制の中途退学者は、平成25年と比較して約半分に減少し、全国平均値(0.8%)と比べ低い値となっている一方で、現在も県内200名以上の生徒が退学に至っていることから、1校当たり約4.5人の退学者を3人に減らすことをめざして、目標値を設定しました。	
4-6	学校施設の充実	学校施設の長寿命化計画に係る長寿命化改修に着手した建物数	県立学校施設の長寿命化計画において定めた長寿命化改修に着手した建物の数	建物の老朽化対策やトイレ等の設備の改修は長寿命化計画に基づき取組を進めますが、改修の工期は改修内容により一律でなく、複数年にわたるものもあることから、計画の進捗状況を端的に把握するため、着手した建物数を選定しました。			現在策定中の長寿命化計画を反映した目標とします。予算に係る協議等が整った令和2年2月を目前に、目標値を設定します。

基本施策5 地域との協働と信頼される学校づくり

基本施策	施策名	指標	指標の説明	指標の選定理由	数値目標		令和5年度目標値設定理由
					R1 (現状値)	R5 (目標値)	
		コミュニティ・スクールに 取り組んでいる小中 学校の割合	コミュニティ・スクールまたは これに類似した仕組みを導入 している公立小中学校の 割合	コミュニティ・スクールを導入している 公立小中学校等の割合を示すこと で、県内の学校と地域が連携・協働 した教育活動の推進状況を詳細に 示すこととなることから選定しました。	36.3%	50.0%	コミュニティ・スクールの導入が県民に認知さ れ、その取組の充実を図るため、コミュニティ ・スクールを導入した県内の公立小中学校の割 合を5割に設定しました。
5-1	地域とともに ある学 校づくり	家庭や地域と一体と なった教育活動が行わ れている小中学校の割 合	保護者や地域の方が参 画した授業支援や、児童生 徒に対する教科指導等の学 習支援が行われている公立 小中学校の割合	教育課程内外において、保護者や 地域住民等が学校の教育活動を支 援している状況を把握するため、選 定しました。	67.3% (30年度)	81.0%	家庭や地域と一体となった教育活動は、コミュ ニティ・スクール導入と関連する取組であること から、令和元年度からのコミュニティ・スクール の増加率と同じ割合で算出し、目標値を設定し ました。
5-2	学校の特 色化・魅 力化	地域や産業界等と連携 し、学校の特色化・魅 力化に取り組んでいる 県立高等学校の数	地域等の課題に対して、地 域や産業界等と連携して課 題解決型学習や人材育成 等に取り組んでいる県立高 等学校の数	学校のみでの学びだけでなく、地域と 連携した高等学校の活性化の取組 を進めることが重要であると考え選 定しました。	35校	56校	課題の解決に向けた学びに取り組むことに加 え、地域や産業界とともに学校を活性化するこ とは重要であることから、全ての県立高等学 校で実施することを目標値として設定しました。
5-3	教職員の 資質向上 とコンプ ライアンス の推進	授業で主体的・対話的 に学習に取り組んでいる と感じる子どもたちの割 合	「授業で主体的・対話的に 取り組んでいる」という質問に 対して、肯定的な回答をした 公立小中学生および県立高 校生の割合	「主体的・対話的で深い学び」の視 点に立った授業改善が進むよう研修 を実施することで、教職員の授業力 が向上し、子どもたちが主体的・対話 的に学習に取り組むことができると考 えられることから選定しました。	小学生 (主体的) 77.5% (対話的) 73.4% 中学生 (主体的) 77.6% (対話的) 74.2% 高校生 (主体的・対 話的) 73.5%	小学生 (主体的) 82.5% (対話的) 78.4% 中学生 (主体的) 82.6% (対話的) 79.2% 高校生 (主体的・ 対話的) 78.5%	これからの学校では、子どもたちが主体的・対 話的に学ぶ授業が求められていることから、小 中学生は現状をふまえ、授業実践研修等を通 じて教員の授業力の向上を図るとともに、カリ キュラム・マネジメントに関する研修を実施し教 育活動の質の向上を図ることで、4年間で5ポ イントの増加をめざして目標値を設定しました。 高校生も同様に、4年間で5ポイントの増加をめ ざし、目標値を設定しました。
		コンプライアンスの徹底 に取り組んだ所属・公立 学校の割合	組織マネジメントシート(教育 委員会事務局)、学校マネ ジメントシートまたは行動計 画(県立学校)、学校経営の 改革方針等(小中学校等) において掲げたコンプライ アンスに係る目標について、年 度末時点で「達成済み」と なった割合	教職員の不祥事を防止していくた めには、所属長・学校長のリー ダーシップのもとで所属・学 校単位でのコンプライアンス の徹底に向けた取組を実施 していくことが基本と考え指 標としました。	-	100%	全ての所属・学校においてコンプライアンスの徹 底が図られることが必要と考えるため100%と しました。
5-4	学校にお ける働き 方改革の 推進	教職員の満足度	教職員満足度調査(公立小 中学校および県立学校対 象)における満足度の合計 点	教職員満足度調査は、教職員の満 足度や意欲・問題意識等を把握し、 満足度向上に向け改善していくこ とで、教職員が自信とやりがいをも っていきいきと働きことができるよ う実施していることから指標とし ました。	62.2点 (30年度)	64.0点	教職員満足度調査は20の設問で構成し、それ ぞれ4段階の回答としています。全ての教職員 が、項目のひとつを1段階よい方へ回答するこ とを目標としました。
5-5	家庭の教 育力の向 上	県が関わって実施した 「みえの親スマイルワー ク」の実施市町数	申込みの受付から実施ま での間に県が関わって「みえ の親スマイルワーク」を実施し た市町の数	保護者同士で話し合いつながり合 う「みえの親スマイルワーク」の実 施が県内に広がることにより、他 の人とつながりながら子育てで きる保護者が増えることにつな がることから選定しました。	4市町	29市町	県内すべての市町において「みえの親スマ イルワーク」の取組が広がることをめざし、目 標を設定しました。
5-6	社会教育 の推進と 地域の教 育力の向 上	公民館等の社会教育 活動として、地域課題 の解決に向けた取組を 行っている市町数	公民館等の事業に関する調 査において、「地域における 課題の解決に向けた取組を 行っている」という質問に対 して、「行っている」と回答した 市町の数	社会教育の役割として、地域課題 の解決に向けて、人づくりの取組 (講座やワークショップ等の学 習機会を提供)を行うことが重 要と考え、選定しました。	11市町 (30年度)	29市町	全市町の公民館等において、地域課題の解 決に向けた取組が行われることをめざし、令 和5年度の目標を設定しました。
5-7	文化財の 保存・継 承・活用	新たな保存活用地域 計画のもと、地域社会 が一体となって保存・活 用・継承に取り組む国・ 県指定等文化財数	地域社会総がかりで保存・ 活用・継承を図るため、市町 が新たに策定する文化財保 存活用地域計画に位置づけ られた国・県指定等文化財 の数	地域社会総がかりで文化財が適切 に保存・活用・継承がなされるた めには、市町が策定する文化財 保存活用地域計画に位置づけ られる文化財の数は、文化財の 保存・活用・継承への方向性が 示された指標として最も適して いると考えられることから選 定しました。	0件	160件	地域社会総がかりでの文化財の適切な保存・ 活用・継承のため、着実に地域計画の策定を 進め、対象となる文化財を4年間で160件と することを目標に設定しました。

5 地域課題解決型キャリア教育モデル構築事業の取組状況について

1 事業の趣旨・目的

高校生が地域課題や地域の特色ある産業を題材に地域住民や職業人と関わりながら主体的に課題解決に取り組むことを通じ、実社会の課題に協働して対応する力など、これからの社会で生きる力を育みます。また、生徒自身が地域の一員として、地域への魅力や誇りを高め、地元で活動する将来を思い描けることができるよう、地域を学び場とした地域課題解決型の新しいキャリア教育モデルを構築していきます。

2 事業の概要

- 「県立高等学校活性化計画」に基づき学校別協議会を設置している1学年3学級以下の小規模校を、「地域みらいPBL※実践パイロット校」に指定し、地域と学校をつなぐ巡回型のコーディネーターを配置して、地域課題解決型キャリア教育の取組を計画的に実施しています。※PBL=Project Based Learning (課題解決型学習)
- 各パイロット校は、年度末に各地域で成果発表会を開催し、地域へ学習の成果を発信・PRするとともに、成果発表会での地域からの評価等をふまえ、次年度に向けて取組を改善します。
- 学識経験者、地域産業関係者、地域づくり関係者、県立高校関係者等による「地域課題解決型キャリア教育推進委員会」を設立し、パイロット校での実践をふまえ、学習内容、学習の進め方、そのことにより培われる生徒の資質・能力、学校と地域の関わり方等について検討し、地域課題解決型キャリア教育モデル構築につなげます。

3 取組状況

(1) 実践パイロット校の取組

各パイロット校では、これまでも地域を題材とした学習に取り組んできましたが、その多くは単独のイベント的行事であったり、一部の生徒、教師による放課後等の活動にとどまっていた。当事業では、学校の実情に応じて、育てたい生徒の力を明確にし、取り組む対象となる学年・系列や科目を定めて、教育課程に位置づけて実施しています。生徒は、個人またはグループで、地域産業、観光、地域学など、テーマを設定し、

- ・ 地域のプロフェッショナルからの講義
- ・ 実際の現場において業務を体験
- ・ 市場調査・先進地調査の実施／それらに基づいた商品開発
- ・ 長期休業期間を利用した「三重テラス」での実験販売
- ・ 県内外の先進地において同様のテーマに取り組む高校生と交流

などの学習や活動を通じて地域の課題解決に取り組んでいます。

各パイロット校の特徴的な取組は次のとおりです。

- 白山高校（津市） 2年生就職希望者全員が伝統的に取り組んできたインターンシップの際に、事前の企業調べや事後研修に主体的に取り組むことで、年間を通じた継続的な学びへ改善されました。お世話になった企業の紹介動画づくりに取り組むことで、企業の魅力やあり方について考察を深めるとともに、地域での成果発表会に向けたプレゼン演習を通じて、表現力やコミュニケーション力を育成しています。
- 飯南高校（松阪市） 1年生での「産業社会と人間」では、市地域振興局職員から飯南地域の概要を学ぶとともに、地域の産業や観光資源のフィールドワーク等を通じて地域を知り、課題を見つけ解決策を考察します。2年生での「キャリアデザイン」では、地元企業でのインターンシップ等を通じて、過疎地域での企業経営等の工夫や努力、展望等について地域の大人から学びます。さらに3年生の「いいなんゼミ」では、1・2年生で学んだ知識や経験に加え、大人の意見を自分で聞き取ったりしながら研究を深めてレポートをまとめ、「いいなんゼミ発表会」において地域の方々等に学習の成果を発信します。
- 昴学園高校（大台町） 1年生全員が「産業社会と人間」で地元企業の見学や地域の語り手からの講演等を通じて地域学習の基礎を学び、2年生以降の総合学科の各系列（国際交流・スポーツ・美術工芸・生活福祉・環境技術）において地域を題材とした発展的な学習につなげます。国際交流系列では、地域の課題解決策をグループで協議する「まちかつ」、環境技術系列では山林活動や林産物利用を考える学習、生活福祉系列では介護の諸問題を体験から学ぶ取組などを実施しています。
- 南伊勢高校南勢校舎（南伊勢町） 1年生は「総合的な探究の時間」、2年生は「地域探求」や「インターンシップ」、3年生では「地域課題研究」の科目を開設して、町長から町の課題について直接話を聞くなど、数多くの講演会や地域の事業者によるワークショップ、それらの事業者の仕事場でのフィールドワーク、インターンシップの実施など、地域と密着した探究活動を実践しています。
- 南伊勢高校度会校舎（度会町） 1、2年生全員が町役場の職員から講義を受け、地域の現状や課題について学習し、2年生では地域の保育所や特別支援学校、地域との交流学習やケアハウス、森林組合等での体験活動を行っています。また、南勢校舎との遠隔授業の試行を行い、小規模校においても必要な科目を受講できるとともに多様な意見に触れることができるよう研究を進めています。

- 鳥羽高校（鳥羽市） 1年生全員が、答志島など市内各地へのフィールドワーク等の体験学習をはじめとした地域を題材にした学習を行っています。
また、2年生は学校設定科目である「鳥羽学」において、鳥羽市の協力を得ながら、生徒が鳥羽の魅力や課題を理解するとともに、その魅力の発信や課題の解決に取り組んでいます。海女文化を発信するため、複数の企業と連携したVR（バーチャル・リアリティ）の体験映像の制作や商店街でのフィールドワーク、インタビュー等を通じて中心市街地の活性化について考えるなど魅力発信等に取り組んでいます。
- 志摩高校（志摩市） 1年生全員が「総合的な探究の時間」において、志摩市職員からレクチャーを受け地域の現状と課題、魅力について学んだのち、興味関心がある課題についてグループでテーマを設定し、フィールドワーク等を通じてその現状を体感し、解決策について話し合う活動を行っています。また、2年生ではさらにインターンシップを実施して地域や地域の産業について研究を進めています。
- 水産高校（志摩市） 水産高校の専門性を生かし、3年生の「課題研究」において地域の題材や課題解決に向けて学習活動を進めています。水産資源科においては地元企業と協働し、伊勢マグロの廃棄部位の有効活用の研究を進めました。海洋・機関科では、地元海女さんへの聞き取りから、海女さんが漁で使用する「磯ノミ」を作成・改良するとともに、マリンロボット（水中ドローン）の研究をすすめ全国コンテストでも準優勝となりました。
- あげぼの学園高校（伊賀市） 1年生全員が、地域の現状や課題について学習したのち、小グループに分かれ、市内の企業、伝統産業や地域の団体等から伊賀の魅力や取組への思いなどについて聞き取りを行うとともに、市内の事業所等30カ所へのフィールドワークを実施しました。
2、3年生の製菓調理系列では、地元の伊賀の食材を使用したパンの新商品開発に取り組んでいます。美容服飾系列では、夏季休業中に東京に出向き一流の美容師の講演や研修を受けるとともに、三重テラスにおいて、生徒が提案して商品化されたオールインワンジェル「ピアノ」のPR活動や販売実習を行いました。
- 紀南高校（御浜町） 2年生の学校設定科目「地域産業とみかん」の中で、地域の特産品である「みかん」の栽培から流通までの過程や、関連する産業について、体験活動を通じて体系的に学んでいます。また、夏季休業中に同じく「みかん」や「梅」などの地域資源をテーマに先進的に取り組んでいる和歌山県の高校を訪問し、商品開発等の取組について交流し、理解を深めました。年度末には地域と協働して「みかん検定」を作成する予定です。今後も地元産業を題材として取組を続けていく予定です。

(2) 学校と地域をつなぐコーディネーターの役割

地元住民や職業人とより深く関わる学習活動を実施するために、地域と学校とをつなぐ「地域みらいコーディネーター」を配置して実践パイロット校を支援しています。コーディネーターは各校を分担して巡回し、各校と地域をつなぎながら多様な役割を果たしています。県教育委員会教育政策課とコーディネーターとが定期的に連絡会議を開催し、事業の進捗を図りながら改善につなげるための情報共有を行います。

※コーディネーター業務は、一般社団法人未来の大人応援プロジェクトに委託

(3) 地域みらいPBL会議の実施

一連の取組のキックオフ集会として6月9日(日)に三重県立美術館講堂で開催しました。高校生、教職員、地域関係者等108人が参加し、高校生による実践パイロット校の紹介や、東京大学教授の鈴木寛氏による基調講演、高校生・大学生が参加するパネルディスカッションを通じて情報共有や意見交換等を行いました。

(4) 地域課題解決型キャリア教育推進委員会

第1回の委員会(5/24)では、高校生が地域課題に取り組むことの意義、本事業でめざすキャリア教育に必要なこと、地域を学びの場とした主体的な学びなどについて協議しました。また、第2回の委員会(11/18)では、半年間の取組を振り返り、当該事業を進めるうえでの課題や今後の方向性について意見交換等を行いました。年度末には第3回の委員会を開催し、地域課題解決型キャリア教育モデル案の検討を行う予定です。

(委員会での主な意見)

- ・ 学校が枠をはめ過ぎると、生徒たちの「自ら伸びる力」の育成を阻害することになる。当事業では地域を生かして、いきいきと生きる大人の姿を生徒たちに見せつけて、生徒自らの伸びる力を刺激することが大切である。
- ・ キャリア教育は学校の教育活動であるので、学習指導要領に立脚した議論が必要である。また、地域課題解決型キャリア教育は地域での体験が伴うため、小規模校のメリットを生かした教育ができる。
- ・ 地域課題解決型キャリア教育は、新しい学習指導要領で示されている高校改革の核心を成す。全国で同様の取組が始まっているが、スムーズなコーディネーターの配置など三重県の取組はうまくいっている。

(5) 県外への魅力発信

(一社)地域・教育魅力化プラットフォームが主催する地域の小規模校で学ぶ魅力を紹介するイベント「地域みらい留学フェスタ」に昴学園高等学校が参加し、東京(6/29)、名古屋(6/30)、大阪(6/23)の3会場で学校のPR活動を行い、計35組70名が昴学園高校のブースを訪れました。

(6) 第4回全国高校生SBP交流フェアへの参加

(一社) 未来の大人応援プロジェクト実行委員会が主催する第4回全国高校生SBP交流フェア(伊勢市で開催)が夏季休業中(8/23,24)に開催され、実践パイロット校6校より20名の生徒が参加し、地域資源を生かした課題解決型のプロジェクト学習に意欲的に取り組む全国から集まった生徒と交流しました。

4 今後のすすめ方

今年度の活動を通じて見えてきた課題、年度末の成果発表会での地域からの評価、アンケート等を通じた生徒の変容、推進委員会の意見等をふまえ、生徒がより主体的に活動ができる環境づくりや当事業を教育課程内に位置づけた取組の促進等、次年度へ向けて取組の改善を図ります。

6 障がい者雇用の推進について

県教育委員会では、障がい者が働きやすい職場環境づくりに取り組むため、平成30年度末にとりまとめた「三重県教育委員会における障がい者雇用の推進方策」に基づき、障がい者に対する理解促進や、障がい者一人ひとりに応じた業務や勤務形態、サポート体制の整備等により、障がい者雇用の推進に取り組んでいるところです。

1 推進方策の実施状況の確認

(1) 各所属からの報告

各学校および各所属において取組を進めているところですが、半年が経過した時点で、4月から新たに配属された障がいのある職員の状況や、職員、児童生徒および保護者に対する理解促進の取組の状況、職場での相談体制の状況、また障がいのある職員が継続して働くための勤務形態の配慮など、推進方策に係る取組の実施状況について各所属長から文書で報告を受け、とりまとめているところです。

(2) 取組の検証

報告結果について、障がい当事者や関係部局、三重労働局など専門機関の協力を得て検証を行い、次年度以降の取組に生かしていきます。

2 障害者活躍推進計画の策定

「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が令和2年4月1日に施行されることを受け、障がいのある職員が、その有する能力を有効に発揮して職業生活において活躍するための取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、今後国から示される予定の障害者活躍推進計画作成指針に即して障害者活躍推進計画を策定します。具体的には、障がいのある職員の採用および定着等に関する目標の設定や、働きやすい職務環境の整備、一人ひとりに合った職務の選定・創出などについて記載する予定です。

また、策定にあたっては、現行の推進方策の取扱いや、障がい者雇用推進チーム会議（仮称）の開催について国の指針を参考に検討してまいります。

3 今後のスケジュール

12月上旬	取組状況の報告結果のとりまとめ
12月中旬から下旬	当事者団体、専門機関等へ共有し、意見をいただく
1月から2月中旬	障害者活躍推進計画（案）を作成
3月上旬	障害者活躍推進計画（案）を常任委員会に提出

4 障がいのある教職員の状況調査に係る結果と今後の取組

県教育委員会では、毎年6月に実施している障がいのある教職員の状況調査について、手帳の交付年月日や有効期限について記入いただくよう調査様式を見直すとともに、障がいの状況の確認書類として障害者手帳の原本の提示とその写しの提出を必須とするなど、調査方法を見直しました。

また、調査対象について、国から新たな考え方が示されたことにより、これまで対象としていなかった臨時的任用講師等が対象となりました。なお、令和元年6月の障がい者雇用率は、12月中に国から正式に公表される予定です。

今後、小中学校事務職員（正規・常勤）および非常勤職員（業務補助職員・非常勤実習助手）の4月1日採用に加えて、非常勤職員は1月1日採用を予定するなど、引き続き障がい者の計画的な採用に取り組むとともに、障がい者雇用の推進方策に基づき、障がいのある職員にとって働きやすい職場環境づくりに取り組めます。

7 特別支援学校における寄宿舎について

1 寄宿舎の現状

(1) 設置状況

特別支援学校の寄宿舎については、学校教育法および三重県特別支援学校条例に基づき、以下の4校に設置しています。

(令和元年9月1日現在)

設置校	所在地	障がい種別	舎生数(人)
盲学校	津市高茶屋	視覚障がい	10
聾学校	津市藤方	聴覚障がい	14
城山特別支援学校	津市城山	肢体不自由	6
稲葉特別支援学校	津市稲葉	知的障がい	2

(2) 近年の寄宿舎生数の推移

地域や家庭での生活を重視し、県内の各地域で特別支援学校を整備するとともに、スクールバスの計画的な配備に努めてきたことで、通学困難な子どもたちが減少し、入舎を希望する児童生徒も減少しています。

(単位:人)

設置校	H27	H28	H29	H30	R1
盲学校	11	11	11	15	10
聾学校	11	14	18	15	14
城山特別支援学校	3	4	3	4	6
稲葉特別支援学校	6	9	8	3	2

2 今後の寄宿舎の配置について

(1) 寄宿舎のあり方に係る検討の経緯

特別支援学校の寄宿舎のあり方については、県立特別支援学校整備第二次実施計画(平成22年11月)、同計画改定(平成25年3月)、三重県特別支援教育推進基本計画(平成27年3月)において、寄宿舎生数が減少していることから、統合整備していくことを示してきました。

このことをふまえ、寄宿舎を設置する特別支援学校と県教育委員会で寄宿舎整備協議会を平成21年度から実施(これまで29回実施)し、統合に向けて、それぞれの障がいの特性や地域のニーズ、統合の組み合わせ、配置のバランス、聾学校が津波浸水想定区域にあることなどに配慮しつつ、協議を進めてきました。

(2) 稲葉特別支援学校の寄宿舎について

- ・令和元年度に在籍している寄宿舎生は、高等部3年生の2名で、令和2年度には寄宿舎の在籍者がいなくなります。また、同校の通学区域である津市に就学前も含め入舎の必要な子どもが現時点でいない状況です。これらのことをふまえ、令和元年度末で閉舎することとします。
- ・将来、同校に通学困難者が生じた場合は、城山特別支援学校の寄宿舎を利用し、スクールバスの路線を弾力的に設定することで、稲葉特別支援学校へ通学できるよう対応します。

3 今後の対応

稲葉特別支援学校の寄宿舎の閉舎については、保護者にあらためて説明するとともに、同校の通学区域である津市教育委員会に閉舎に至る経過および今後の対応について説明します。

8 高校生の交通安全教育について

1 高校生の交通安全教育検討委員会

(1) 高校生の交通安全教育検討委員会

高校生の自転車事故の状況、交通環境や通学事情の変化、学校における交通安全教育の現状をふまえ、保護者や学校、交通安全指導や二輪車等の普及に係る機関などさまざまな立場から幅広く意見をいただきながら、高等学校における交通安全教育について検討するため、平成30年9月、高校生の交通安全教育検討委員会を設置しました。

検討委員会は平成30年度に4回、令和元年6月と11月の2回開催し、議論を行ってきました。

(2) 検討内容

- ①卒業後を見据えた運転者となるための交通安全教育の進め方について
- ②高校生の二輪車運転免許の取得について

(3) 委員 (13名)

- | | | | |
|---------|----|-------------------|-------------|
| ・飯田 剛 | 委員 | 日本自動車工業会 (※) | 二輪車安全教育分科会長 |
| ・伊藤 誠司 | 委員 | 三重県警察本部交通企画課 | 交通安全対策室 室長 |
| ・江川 真司 | 委員 | 三重県交通安全協会 | 安全対策課 課長 |
| ・太田 秀典 | 委員 | 三重県高等学校PTA連合会 | 会長 |
| ・岡田 真由美 | 委員 | 三重県PTA連合会 | 常務理事 |
| ・櫛田 浩哉 | 委員 | 三重県指定自動車教習所協会 | 会長 |
| ・高濱 克則 | 委員 | 三重県高等学校生徒指導連絡協議会 | 教諭 |
| ・平井 真 | 委員 | 鈴鹿サーキット交通教育センター | 所長 |
| ・眞崎 俊明 | 委員 | 三重県立学校長会 | 副会長 |
| ・的場 敏尚 | 委員 | 三重県私学協会 (※) | 理事 |
| ・三澤 禎人 | 委員 | 日本二輪車普及安全協会中部ブロック | 事務局長 |
| ・山口 直範 | 委員 | (委員長) 大阪国際大学 | 教授 |
| ・山田 洋一 | 委員 | 三重県小中学校長会 | 副会長 |

※は令和元年度に新たに委員に加わった団体

2 委員会での検討状況

卒業後を見据えた運転者となるための交通安全教育については、各委員とも充実していく必要があるとの意見で一致しており、関係団体の委員からも、できるだけ協力したいとの申し出を受けています。

高校生の二輪車運転免許の取得については、保護者等の委員から、交通不便地から通学する生徒に対して二輪の免許取得や利用を容認する意見が出されましたが、保護者や他の委員から、全ての生徒に対して二輪車の運転免許取得や利用を積極的に容認すべきという意見はありませんでした。

このような中、高校生が二輪車の免許取得や利用に関してどのように考えているかの実態を把握しないとこれ以上の検討は難しいとの意見が出されたことから、令和元年8月下旬から9月上旬にかけて、高校生と保護者の意識調査を、県立全日制高等学校および私立高等学校3校で実施しました。

11月に開催した第6回検討委員会では、意識調査の結果をふまえ、交通安全教育の充実や、二輪車の運転免許取得について議論しました。

＜これまでの検討委員会での主な意見＞

①卒業後を見据えた運転者となるための交通安全教育について

- ・ 通学時における事故をどのように防いでいくかということは、保護者としても関心が高い。(保護者)
- ・ 教員や保護者とともに、警察や交通安全協会、交通安全に関わる機関が各学校と連携できる仕組みを作ると良いのではないか。(関係団体)
- ・ どの学校でも系統立てて交通安全教育を進めるべきである。(学校関係者)

②高校生の二輪車運転免許の取得について

- ・ 多くの高校生が18歳になったら自動車の免許を取る中で、16歳から二輪車の免許を取る必要はない。(保護者)
- ・ 必要性がないのに免許を取得することは好ましくないし、二輪車は自覚と責任のない人が乗ると危険な乗り物である。(関係団体)
- ・ 生徒のたった一つしかない命を最優先することが大前提である。(学校関係者)

3 「高校生の交通安全に関する意識調査」の結果について

(1) 調査概要

①調査対象校

県立全日制高等学校 全54校(うち分校1校)および私立高等学校3校
1年生から3年生 高校生と保護者を各1クラスずつ抽出して実施

②回答者数

高校生：5,930人 保護者：5,100人

(2) 原付または自動二輪車の運転免許についての主な結果

＜高校生への調査から＞

①原付または自動二輪車の運転免許に対する考え方

原付または自動二輪車の運転免許を必要とする生徒のうち「高校卒業後に取得したい」は12.2%、「学校の許可が得られたら取得したい」は7.3%となっています。また、必要ないとする生徒のうち「取得したいと思わない」が38.0%、「取得したい」が18.0%となっています。

【原付または自動二輪車の運転免許に対する考え方】

	必要なので、高校卒業後に取得したい	必要なので、学校の許可が得られたら取得したい	必要はなく、取得したいと思わない	必要はないが、取得したい	わからない	すでに学校の許可を得て取得している
回答数	693	415	2,165	1,023	1,369	31
構成比	12.2%	7.3%	38.0%	18.0%	24.0%	0.5%

②「必要なので、学校の許可が得られたら取得したい」とする理由

現在の通学状況を理由に挙げた生徒は、多い順に「現在、長時間通学をしているから」(20.9%)、「適当な公共交通機関がないから(保護者の送迎が必要)」(20.0%)、「現在、通学に多額の費用がかかっているから」(13.0%)で、合計53.9%となっています。

「現在、長時間通学をしているから」と回答した84人のうち、通学時間が61分以上かかっている生徒は27人(32.2%)となっており、「適当な公共交通機関がないから(保護者の送迎が必要)」と回答した80人のうち、地域の公共交通機関を「あまり便利でない」もしくは「不便で使いにくい」と感じている生徒は55人(68.8%)となっています。この27人、55人と「現在、通学に多額の費用がかかっているから」とする52人を合計した134人(全5,930人のうち2.3%)が、高等学校在学中の免許取得の必要性が高い生徒と考えられます。

【「必要なので、学校の許可が得られたら取得したい」とする理由】

		現在、通学に多額の費用がかかっているから	現在、長時間通学をしているから	適当な公共交通機関がないから(保護者の送迎が必要)	家事や家業に必要なだから	就職や通勤に必要なだから	その他
学校の許可が得られたら取得したい 415人	回答数	52	84	80	26	140	19
	構成比	13.0%	20.9%	20.0%	6.5%	34.9%	4.7%

【長時間通学を理由に学校の許可が得られたら免許取得したいとする生徒の通学時間】

		30分以内	60分以内	90分以内	91分以上
学校許可後・長時間通学 84人	回答数	11	46	22	5
	構成比	13.1%	54.8%	26.2%	6.0%

【地域の公共交通機関の利便性を理由に学校の許可が得られたら免許取得したいとする生徒の状況】

		便利で使いやすいと感じている	どちらかと言えば便利と感じている	あまり便利でないと感じている	不便で使いにくいと感じている	わからない
学校許可後・公共交通機関 80人	回答数	3	17	22	33	5
	構成比	3.8%	21.3%	27.5%	41.3%	6.3%

<保護者への調査から>

①原付または自動二輪車の運転免許に対する考え方

原付または自動二輪車の運転免許を必要とする保護者のうち「高校卒業後に取得させたい」は8.5%、「学校の許可が得られたら取得させたい」は6.6%となっています。また、必要ないとする保護者のうち「取得させたいと思わない」が60.5%、「取得させたい」が7.4%となっています。

【原付または自動二輪車の運転免許に対する考え方】

		必要なので、高校卒業後に取得させたい	必要なので、学校の許可が得られたら取得させたい	必要はなく、取得させたいと思わない	必要はないが、取得させたい	わからない	すでに学校の許可を得て取得させている
回答数		423	329	3,019	368	836	13
構成比		8.5%	6.6%	60.5%	7.4%	16.8%	0.3%

②「必要なので、学校の許可が得られたら取得させたい」とする理由

現在の通学状況を理由に挙げた保護者は、高校生と違い「適当な公共交通機関がないから(保護者の送迎が必要)」(29.1%)が最も多く、次いで「現在、長時間通学をしているから」(11.4%)、「現在、通学に多額の費用がかかっているから」(7.8%)の順で、合計48.3%となっています。

「現在、長時間通学をしているから」と回答した35人のうち、通学時間が61分以上かかっていると回答した保護者は20人(57.2%)となっており、「適当な公共交通機関がないから(保護者の送迎が必要)」と回答した89人のうち、地域の公共交通機関を「あまり便利でない」もしくは「不便で使いにくい」と感じている保護者は72人(80.9%)となっています。この20人、72人と「現在、通学に多額の費用がかかっているから」とする24人を合計した116人(全5,100人のうち2.3%)が、高等学校在学中に免許取得させる必要性が高い保護者と考えられます。

【必要なので、学校の許可が得られたら取得させたいとする理由】

		現在、通学に多額の費用がかかっているから	現在、長時間通学をしているから	適当な公共交通機関がないから(保護者の送迎が必要)	家事や家業に必要なだから	就職や通勤に必要なだから	その他
学校許可が得られたい 329人	回答数	24	35	89	9	132	17
	構成比	7.8%	11.4%	29.1%	2.9%	43.1%	5.6%

【長時間通学を理由に学校の許可が得られたら免許取得させたいとする保護者の子どもの通学時間】

		30分以内	60分以内	90分以内	91分以上
学校許可後・長時間通学 35人	回答数	1	14	17	3
	構成比	2.9%	40.0%	48.6%	8.6%

【地域の公共交通機関の利便性を理由に学校の許可が得られたら免許取得させたいとする保護者の状況】

		便利で使いやすいと感じている	どちらかと言えば便利と感じている	あまり便利でないと感じている	不便で使いにくいと感じている	わからない
学校許可後・公共交通機関 89人	回答数	6	9	30	42	2
	構成比	6.7%	10.1%	33.7%	47.2%	2.2%

4 今後の予定

第7回検討委員会は、2月下旬を目途に開催し、高等学校における交通安全教育にかかる検討委員会の協議のまとめについて検討する予定です。

9 児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の調査結果について

1 調査の趣旨

三重県における児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の実態を把握・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組を一層充実するために、「平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の調査」と「令和元年度いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び公立学校の取組状況に係る調査」を実施しています。

2 調査の概要 ※義務教育学校前期課程は小学校に、義務教育学校後期課程は中学校に含まれています。

(1) 暴力行為

【暴力行為の発生件数（校種別）】 (単位:件)

	H26	H27	H28	H29	H30	H30-H29
小学校	268	425	354	323	792	469
中学校	525	379	431	390	334	▲56
高等学校	113	97	87	80	102	22
計	906	901	872	793	1,228	435

【全国【国公立】および三重県【公立】の1,000人あたりの暴力行為発生件数】 (単位:件)

校種		H29	H30	H30-H29
小学校	三重県【公立】	3.4	8.4	5.0
	全国【国公立】	4.4	5.7	1.3
中学校	三重県【公立】	8.2	7.3	▲0.9
	全国【国公立】	8.5	8.9	0.4
高等学校	三重県【公立】	2.0	2.6	0.6
	全国【国公立】	1.8	2.1	0.3
合計	三重県【公立】	4.3	6.8	2.5
	全国【国公立】	4.8	5.5	0.7

全国では全校種において発生件数が増加しており、特に小学校で前年度に比べ、29.0%増加しています。本県においては、中学校（前年度比14.4%減）では減少したものの小学校（前年度比145.2%増）及び高等学校（前年度比27.5%増）では増加しました。衝動的なものや自分の感情をコントロールすることが難しく暴力行為におよぶ児童生徒が増加しており、特に、小学校では繰り返し暴力行為におよぶ児童が増加しています。

(2) いじめ

【いじめの認知件数（校種別）】

(単位:件)

	H26	H27	H28	H29	H30	H30-H29
小学校	536	871	1,766	1,470	2,282	812
中学校	310	504	673	600	623	23
高等学校	61	125	158	131	187	56
特別支援学校	3	10	9	18	13	▲5
計	910	1,510	2,606	2,219	3,105	886

【全国【国公立】および三重県【公立】の1,000人あたりのいじめの認知件数】

(単位:件)

校種		H29	H30	H30-H29
小学校	三重県【公立】	15.6	24.3	8.7
	全国【国公立】	49.1	66.0	16.9
中学校	三重県【公立】	12.6	13.5	0.9
	全国【国公立】	24.0	29.8	5.8
高等学校	三重県【公立】	3.2	4.7	1.5
	全国【国公立】	4.3	5.2	0.9
特別支援学校	三重県【公立】	10.9	7.9	▲3.0
	全国【国公立】	14.5	19.0	4.5
合計	三重県【公立】	12.0	17.1	5.1
	全国【国公立】	30.9	40.9	10.0

【全国【国公立】および三重県【公立】のいじめの解消率】

(単位:%)

	H29	H30	H30-H29
三重県【公立】	83.9	78.0	▲5.9
全国【国公立】	85.8	84.3	▲1.5

全国では全校種において認知件数が増加しており、特に小学校で前年度に比べ34.3%増加しています。本県においては、特別支援学校（前年度比27.8%減）では減少したものの、小学校（前年度比55.2%増）、中学校（前年度比3.8%増）、高等学校（前年度比42.7%増）では増加しました。

平成29年度に認知件数が減少したことを受け、改めて、いじめの定義をふまえた積極的ないじめの認知の必要性を周知したこともあり、平成30年度はいじめの認知件数が増加しましたが、1,000人あたりの認知件数では全国に比べると依然として大きく下回っている状況にあります。

いじめの態様としては、全校種ともに「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多くなっています。

【本県における本年度上半期（4月から9月末）のいじめの認知件数】（単位：件）

	H27	H28	H29	H30	R1	R1-H30
小学校	533	1,380	1,137	1,516	1,575	59
中学校	342	513	445	446	527	81
高等学校	45	106	80	126	123	▲ 3
特別支援学校	2	4	8	12	9	▲ 3
計	922	2,003	1,670	2,100	2,234	134

本年度上半期のいじめの認知件数は、昨年同期と比較して、全体で134件増加しています。いじめを認知した学校の割合は、小学校83.7%、中学校85.0%、高等学校74.6%、特別支援学校27.8%となっています。態様別では、認知件数のうち約60%が「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」となっています。また、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」が高等学校で24.4%となっており、昨年度より6.1%増加しています。

(3) 不登校

【不登校児童生徒数（小中学校）】

（単位：人）

	H26	H27	H28	H29	H30	H30-H29
小学校	456	443	545	566	672	106
中学校	1,447	1,478	1,486	1,549	1,599	50
計	1,903	1,921	2,031	2,115	2,271	156

【不登校生徒数（高等学校）】

（単位：人）

課 程	H26	H27	H28	H29	H30	H30-H29
全日制	357	371	334	343	430	87
定時制	229	213	219	195	240	45
計	586	584	553	538	670	132

【全国〔国公立〕および三重県〔公立〕の1,000人あたりの不登校児童生徒数】（単位：人）

校 種		H29	H30	H30-H29
小学校	三重県〔公立〕	6.0	7.1	1.1
	全国〔国公立〕	5.4	7.0	1.6
中学校	三重県〔公立〕	32.5	34.8	2.3
	全国〔国公立〕	32.5	36.5	4.0
合計	三重県〔公立〕	14.9	16.2	1.3
	全国〔国公立〕	14.7	16.9	2.2
高等学校	三重県〔公立〕	14.1	17.7	3.6
	全国〔国公立〕	15.1	16.3	1.2

※ 不登校児童生徒数においては、小中高の合計は全国の調査結果にありません。

全国的に全校種で増加しています。本県においても、1,000人あたりの不登校児童生徒数の前年度比は小学校で1.1人、中学校で2.3人、高等学校で3.6人の増加となっています。不登校の要因としては、小中学校では生活環境の急激な変化等、家庭に係る状況が主な要因となっています。加えて、中学校では友人関係をめぐる問題や学業の不振についても大きな要因となっています。高等学校については、友人関係をめぐる問題が家庭に係る状況を上回っており、次いで学業の不振が大きな要因となっています。

(4) 中途退学（高等学校）

【中途退学者数】

(単位:人)

課 程	H26	H27	H28	H29	H30	H30-H29
全日制	314	285	242	225	239	14
定時制	221	208	210	158	141	▲17
通信制	109	60	72	151	52	▲99
計	644	553	524	534	432	▲102

【全国〔国公立〕および三重県〔公立〕の中途退学率】

(単位:%)

課 程		H29	H30	H30-H29
全日制	三重県〔公立〕	0.6	0.7	0.1
	全国〔国公立〕	0.9	1.0	0.1
定時制	三重県〔公立〕	9.1	8.2	▲0.9
	全国〔国公立〕	9.4	9.1	▲0.3
通信制	三重県〔公立〕	6.8	2.4	▲4.4
	全国〔国公立〕	4.9	5.4	0.5
合計	三重県〔公立〕	1.3	1.1	▲0.2
	全国〔国公立〕	1.3	1.4	0.1

全国でも本県においても中途退学の主な要因は、学校生活・学業不適応や進路変更によるものです。

3 今後の対応について

(1) 暴力行為

学校だけで解決が困難な場合には、生徒指導特別指導員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を派遣し、チームとしての支援を進めるとともに、必要に応じて福祉等の関係機関と連携して対応します。

また、小学校においては、衝動的なものや自分の感情をコントロールすることが難しく暴力行為におよぶ児童や、繰り返し暴力行為におよぶ児童もいることから、児童一人ひとりの状況をふまえて支援や指導を行うよう周知していきます。

(2) いじめ

いじめはどの学校、どの子どもにでも起こりうるという理解のもと、いじめられている子どもを守るためにも、見えにくいいじめを早期に発見し、早期に対応することが重要です。

いじめの訴えがなくても、日常の児童生徒の言葉のやり取りや、態度の中に、いじめにつながることはないかなどの意識を教員が持ち、被害性に着目したいじめの積極的な認知、早期の対応に努めるよう、県内の事例もふまえ、市町等教育長会議や県立学校長会議等および全市町等教育委員会への訪問の機会をとおして周知徹底します。

また、指導上困難な課題を抱える学校に対しては、専門家の派遣等による重点的な支援を行います。相談体制については、子どもLINE相談みえや24時間電話相談等を実施し、いじめなどの悩みに対して、必要に応じて専門家を派遣し適切に対応します。

さらに、ピンクシャツ運動の取組や、いじめ防止応援サポーターの助力を得て、「三重県いじめ防止条例」のさらなる周知、徹底を図るとともに、子どもたちがいじめの防止等に向けて主体的に行動できるよう、大人も含めた社会総がかりで行ういじめ防止サミットを開催するなどいじめの未然防止の取組を進めます。

(3) 不登校

不登校の要因や背景はさまざまであり、一人ひとりの状況に応じた支援が必要です。このため、専門家の協力を得て、不登校児童生徒にかかる実態を調査し、不登校の要因や背景に合わせた子どもへのアプローチの方法などについて研究していきます。

また、不登校指導の経験を有する退職校長やスクールカウンセラー等をアドバイザーとして委嘱するとともに、教育支援センターの指導員等と連携して家庭訪問をするなど、学校や、どの相談機関ともつながりを持っていない子どもに対して、一人ひとりの状況に寄り添った支援を進めていきます。

さらに、不登校児童生徒に対する支援の考え方や内容について、フリースクール等の団体から意見を聞くとともに、体験活動に対する支援も含め、今後どのような支援が必要かについて検討していきます。

10 「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」中間案について

現行の「第三次三重県子ども読書活動推進計画」の計画期間が令和元年度末で終了することから、次期の「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」を策定しています。

「第三次三重県子ども読書活動推進計画」における成果と課題をふまえ、三重県読書活動推進会議のご意見もいただきながら、別冊4のとおり中間案をとりまとめました。中間案の概要は以下のとおりです。

1 「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」の概要について

(1) 「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」の基本的な方針について (別冊4 5ページ)

「第三次三重県子ども読書活動推進計画」の考え方を継承し、国の第四次基本計画で示された発達段階に応じた取組の推進を加え、『子どもと本をつなぐ』取組を促進するための基本的な方針を次のとおりとしています。

- ① 家庭・地域・学校等のそれぞれの役割に応じた読書を行う環境の整備、読書をする機会の提供、読書活動の啓発の推進
- ② 子どもの発達段階に応じて読書習慣を身に付けることができる取組の推進
- ③ 人と人をつなぎ、豊かな地域づくり、地域活性化を推進する読書活動の推進
- ④ 五感を使いながら子どもの心と身体を育み、学力の基盤を築く読書活動の推進

(2) 「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」の構成

「第四次三重県子ども読書活動推進計画」の構成は次のとおりとしています。

- 1 基本的な考え方
 - (1) 子どもの読書活動の意義
 - (2) 子どもを取り巻く環境の変化
 - (3) 国・県・市町の動き
 - (4) 「第三次三重県子ども読書活動推進計画」における成果と課題
 - (5) 「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」の基本的な方針
 - (6) 「みえの学力向上県民運動」における「読書をとおした学び」の推進
 - (7) 計画期間
- 2 発達段階に応じた取組の推進
- 3 家庭・地域・学校等における推進方策
 - (1) 家庭
 - (ア) 家庭の役割 (イ) これまでの取組の成果と課題
 - (ウ) 家庭における今後の取組

(2) 地域

(ア) 地域の役割 (イ) これまでの取組の成果と課題

(ウ) 地域における今後の取組

《県教育委員会》《県立図書館》《市町立図書館》

《公民館、児童館等》《読書ボランティア、地域ボランティア》

《高等教育機関、民間団体（出版関係団体、子どもの本専門店、書店商業組合等）、地域住民等》

(3) 学校等

(ア) 学校等の役割 (イ) これまでの取組の成果と課題

(ウ) 学校等における今後の取組

《小・中学校》《県立高等学校》《県立特別支援学校》

《幼稚園・認定こども園及び保育所》

4 計画の総合的な推進に必要な方策（県の方策）

(1) 推進体制の充実

(ア) 三重県子ども読書活動推進会議等の開催

(イ) 市町教育委員会等の連携・協力

(ウ) 民間事業者等多様な主体との連携

(エ) 助言や情報提供等の支援

(オ) その他

(2) 子ども読書活動推進計画の進行管理

5 成果指標と成果目標

(3) 「みえの学力向上県民運動」における「読書をととした学び」の推進について
(別冊4 5ページ)

平成28年度からの4年間は、みえの学力向上県民運動セカンドステージとして、学校では授業改善等の取組を深め、家庭・地域では生活習慣・学習習慣・読書習慣の確立等の取組を広げています。

この県民運動は、子どもの読書活動の推進に重要な取組であることから、引き続きこれらの事業を展開していくこととしています。

(4) 「発達段階に応じた取組の推進について（別冊4 6ページ）

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、幼少期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。

そのため、読書に関する発達段階ごとの特徴をふまえ、家庭、地域、学校における、幼児、児童、生徒の一人ひとりの発達や読書経験に留意した取組を推進します。

また、学校種間の接続期において生活の変化等により子どもが読書から遠ざかることがないように、学校種間の連携による切れ目のない取組を進めます。

(5) 家庭・地域・学校等における推進方策について

今後の推進方策として、「発達段階に応じた取組の推進」について記載するとともに、「家庭」、「地域」、「学校」それぞれの場における「役割」、「成果と課題」、「今後の取組」を記載しています。

① 家庭（別冊4 7ページ）

「家庭の役割」として、子どもの心と身体を育み、生活習慣を身につける場であり、子どもが読書と出会うきっかけをつくる場でもあるため、家庭においては、子どもの読書に対する興味や関心が自然に高まるように『子どもと本をつなぐ』努力をしていくことが求められるとしています。「家庭の課題」としては、小・中学生で平日、読書を全くしない割合が平成26年度実績に比べて改善したものの、依然として全国平均には達していないことから、読書が日常生活を通じて継続的に行われるよう、幼児期から家庭での習慣づくりが大切であると記載しています。

「家庭における今後の取組」については、「読書と出会うきっかけづくり」、「読書習慣づくり」、「読書活動の啓発・奨励」の観点から整理し記載しています。

② 地域（別冊4 10ページ）

「地域の役割」として、公立図書館や公民館、児童館等は、子どもがたくさんの本にふれ、本や読書について情報交換を行うことで、新しい発見をし、楽しい時間を過ごせるようにするとともに、子どもの読書活動推進の拠点として、情報発信、啓発活動、読書ボランティア等への支援等、地域における子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしているとしています。

「地域の課題」としては、地域の読書ボランティアと学校との連携を促進する取組が必要であること、小学校中学年以降の図書館（読書）ばなれの理由の分析と年代に応じた働きかけが必要なこと、障がいのある子どもや外国語を母語とする子どもなどの図書館利用を促す工夫と資料の充実が必要なこと、情報発信拠点としての公立図書館や公民館等が中心となつて、地域の多様な主体が連携・協力し、地域全体で子どもの読書活動を推進する必要があることなどを記載しています。

「地域における今後の取組」については、「県教育委員会」、「県立図書館」、「市町立図書館」、「公民館・児童館等」、「読書ボランティア、地域ボランティア」、「高等教育機関、民間団体（出版関係、子どもの本専門店、書店商業組合等）、地域住民等」の実施主体別で整理し記載しています。

③ 学校等（別冊4 23ページ）

「学校等の役割」として、学校は、各教科、特別活動等を通じて子どもの読書に対する興味や関心を涵養するとともに、読書習慣を育てていく場であり、計画的・継続的に読書活動を推進して、『子どもと本をつなぐ』こと、幼稚園・認定こども園および保育所は、その後の読書活動の基礎を築く重要な時期を過ごす場であるとしています。

「学校等の課題」としては、学校図書館の読書環境充実のほか、小・中学校における各市町教育委員会と公立図書館との連携・役割分担や学校図書館の情報共有、県立高等学校におけるさらなる学校図書館の計画的利用や生徒の自主的自発的な学習活動・読書活動の充実などを記載しています。

「学校等における今後の取組」については、「小・中学校」、「県立高等学校」、「県立特別支援学校」、「幼稚園・認定こども園及び保育所」実施主体別で整理し記載しています。

(6) 計画の総合的な推進に必要な方策（県の方策）について

(別冊4 32 ページ)

子どもの読書活動を推進するにあたり、県教育委員会は、「三重県子ども読書活動推進会議」や「読書活動推進庁内会議」を開催し、横断的な取組を図るとともに、市町教育委員会や民間事業者等との情報交換や研修会等を通じて多様な主体との連携・協力を進めることなどを記載しています。

また、子ども読書活動推進計画の進行管理として、数値目標の達成状況や取組の進捗状況について、「三重県子ども読書活動推進会議」等の関係会議でご意見をいただき、次年度以降の取組に生かすことを示しています。

(7) 成果指標と成果目標について (別冊4 34 ページ)

成果指標について、「家庭において読書習慣が身につく」、「地域での読書習慣が身につく」、「学校において読書習慣が身につく」にわけて、それぞれ記載しています。

2 今後の予定

令和元年12月中旬

～令和2年1月中旬 パブリックコメント（中間案）

2月 子ども読書活動推進会議（最終案）

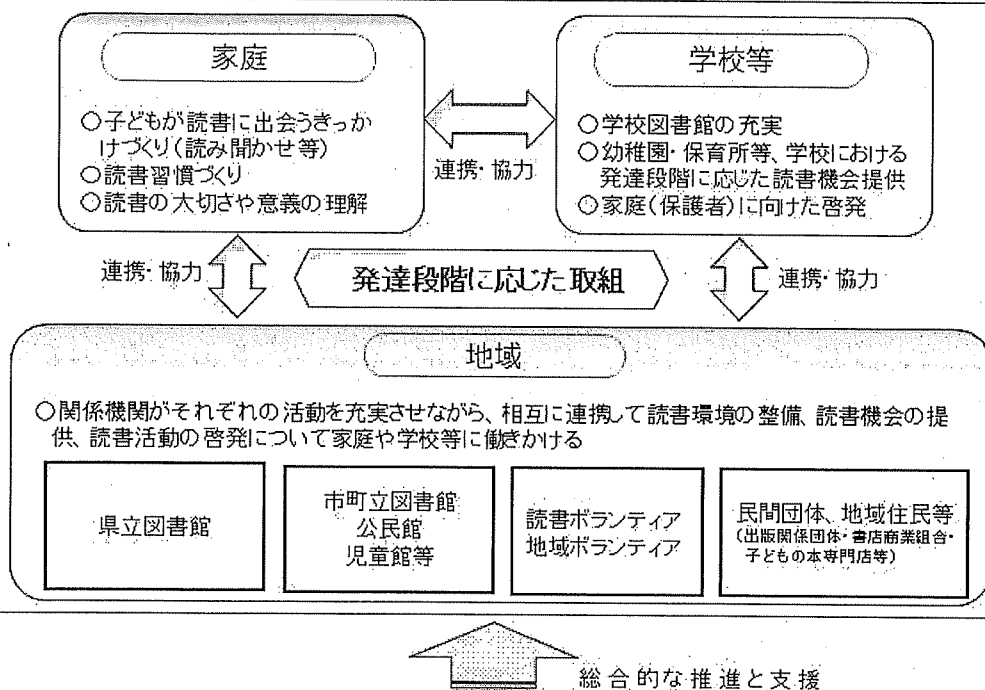
3月 教育警察常任委員会（最終案）

第四次三重県子ども読書活動推進計画(仮称)【中間案】概要

基本的な方針

- ① 家庭・地域・学校等のそれぞれの役割に応じた読書を行う環境の整備、読書をする機会の提供、読書活動の啓発の推進
- ② 子どもの発達段階に応じて読書習慣を身に付けることができる取組の推進
- ③ 人と人をつなぎ、豊かな地域づくり、地域活性化を推進する読書活動の推進
- ④ 五感を使いながら子どもの心と身体を育み、学力の基盤を築く読書活動の推進

家庭、地域、学校等が相互に連携・協力し、社会全体で発達段階に応じた取組を推進



推進体制の充実

- 横断的な取組の推進
(三重県子ども読書活動推進会議等の開催)
- 市町教育委員会等との連携・協力
(情報交換会、研修会等の開催、市町子ども読書活動計画策定の支援)
- 民間事業者等、多様な主体との連携
(県事業への参画、民間事業との連携、情報提供等) 支援
- 子ども読書活動推進計画のPDCAサイクルに基づく進行管理
(三重県子ども読書活動推進会議等での意見を次年度以降の取組に反映)

1.1 鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の施設見直しに関する 民間活力導入可能性調査の経過報告について

1 経緯（概要）

鈴鹿青少年センター（以下、「センター」という）については、「三重県財政の健全化に向けた集中取組」の中で、見直しを検討する施設として「民間による有効活用も視野に入れながら、平成31年度末までに方向性を定める。」こととしています。

平成30年度は、「みえ公民連携共創プラットフォーム」に参加し、センターの有効活用に向けた事業アイデア、地理的な潜在的可能性、参加意欲の有無などについて民間企業28社と集団または個別に対話・懇談をしたところ、前向きな意見を得ました。また、隣接する鈴鹿青少年の森（以下、「森公園」という）と併せた利活用や集客力に関する意見が多かったことから、森公園を含めた民間による企画・運営の成立可能性や、手法、条件、効果等を的確に判断するため、国の事業を活用して「民間活力導入可能性調査」を実施することとしました。

2 民間活力導入可能性調査の目的と内容

(1) 調査の概要

センターと森公園（併せて、「両施設」という）の施設見直しの検討にあたって、民間による企画・運営の成立可能性や、現行施設に対するニーズ・評価、集客力のある事業、採算性、事業手法などを的確に判断することを目的に次の各種調査を実施しています。

- ①前提条件の整理と現利用者アンケート分析（6月～10月）
- ②集団宿泊研修施設の機能、規模の検証調査（10月～12月中旬）
- ③社会実験（現地での試験的イベント）（9月～12月上旬）
- ④新機能案の経営シミュレート分析（11月～12月下旬）
- ⑤民間関連事業者へのサウンディング調査（12月～1月上旬）

(2) これまでに実施した調査結果概要

①利用実態の調査・分析（6月～10月）

- 1) センターの利用実態調査（平成30年度利用者アンケートから）

ア 調査目的

センターにおける利用実態の調査および分析を行い、当該調査結果から今後の有効な利活用方法を検討することを目的としています。

イ 調査方法

センターが実施している利用者アンケート(平成30年度、総数727件)から、利用団体の潜在的ニーズを把握するため、自由記述欄に注目し、意見のあった299件を対象に整理・分析しました。

ウ 結果概要(抜粋)

項目	分析概要	対象数
満足度	選択方式による満足度は97% ※満足83%、やや満足14%、やや不満3%、不満0%	N=727
団体種別	社会教育団体と学校で約7割 ※人数でなく団体数	
利用回数	リピーターは全体の7割を占め、満足している割合も高い。	
自由記載	ホスピタリティなどサービスについては満足している割合が高いが、施設設備については多くの要望がある。 (サービス満足例) ・食堂のアレルギー対応が非常に助かった。 ・食事の内容に満足である。 ・職員の丁寧な対応に満足している。 ・キャンプファイアほか野外活動を体験できるのが良い。 (施設設備要望例) ・浴場の排水が悪い、浴場が狭い、シャワーの水圧が弱い。 ・施設に雨漏りが見られる。 ・空調設備の効きが悪い。 ・施設が古い、布団が衛生的でないように感じる。	N=299

2) 森公園の利用実態調査(8月3日～5日実施、独自調査から)

ア 調査目的

森公園における利用実態の調査および分析を行い、当該調査結果から今後の有効な利活用方法を検討することを目的としています。

イ 調査方法

8月3日(土)～5日(月)、森公園を利用した方から調査員による聴き取り調査を行い、選択肢による回答154件、自由記述による回答88件を整理・分析し、潜在的ニーズを把握しました。

ウ 結果概要(抜粋)

項目	分析概要	対象数
性別	男性69% 女性31% ※公園利用は、女性より男性が多い	N=154
年齢層	・70歳代24%、60歳代19%、30歳代16%、50歳代15%	
居住地	・市内87%、県内11%、県外2%	

来園構成	来園者の構成は、「個人」60%、「家族と」23%、「友人と」10%	
来園目的	散歩が40%と最も多く、次いでランニング・運動が34%であり、運動を目的とした来園者が多い。	
来園回数	週数回が35%と最も多く、次いで毎日（ほぼ毎日含む）が31%であり、利用頻度が高い人が多い。	
希望施設	「この公園にあったら利用すると思う施設は？」の間で最も多かった回答は、オープンカフェ30%であり、ほか、物販施設16%、ジム等屋内スポーツ施設7%が続く。なお、「現状の公園が良い」も19%ある。	
自由記載	主に施設に対する意見や要望が多い（約6割）。年代や性別による際立った回答特性はなく、満足な意見としては「綺麗」「このままの公園で良い」が多い。	N=88
	（現状：要望例） ・駐車場が狭いので広くしてほしい。 ・駐車場の閉まる時間が早すぎる。 ・街灯が暗いので明るくしてほしい。 ・トイレの水が流れない。	
	（将来：要望例） ・たくさんイベントしてほしい。 ・駐車場の状況（満・空）が分かる看板を付けてほしい。 ・トイレを増やしてほしい。 ・浮島の橋を向こう岸まで架けてほしい。	

②集団宿泊研修施設の機能、規模の検証（10月～12月中旬）

1) センターの劣化度調査

ア 調査目的

センター建物について、施設の既存資料調査および現地調査を行い、最低限の機能維持のための改修や補修の必要性を把握することを目的としています。

イ 調査内容・方法

- ・資料調査（図面等による建物情報に関する調査）
- ・現地調査（施設管理者ヒアリング、目視調査）

ウ 調査結果（総合的な所見）

本施設は1985年（昭和60年）竣工以来、必要に応じた改修または修繕工事等を都度行ってきたことから、改修工事の範囲ごとに建物劣化度が異なっています。また、建物劣化項目の中でも雨漏れおよび配管漏水が顕著であり、内部環境や衛生面の確保等、宿泊施設として各棟のサービス継続に課題があります。

2) センター諸室の回転率、宿泊室の満床率調査

ア 調査目的

民間運営されている同種施設（ホテル等宿泊施設）と同じ条件で比較や評価できる数値を算出するとともに、新機能を設置する場合の施設余裕の程度を確認することを目的としています。

イ 調査内容・方法

過去2年度分のセンター備え付けの予約台帳をデータ化し、宿泊サービス棟、管理研修棟、総合研修館など施設毎の利用状況を確認します。

※現在、調査中。

③社会実験（現地での試験的イベント）（9月～12月上旬）

平成30年度に民間事業者から意見のあったパークゴルフやドッグランなどのいくつかの事業アイデアについて、場所と期間を限定した実験を行うことにより、集客力や収益力、問題点を把握し、個別の事業アイデアの実現可能性を探りました。

9月17日（火）～9月30日（月）

場所：■森公園（中央芝生広場奥）

内容：①日替わりキッチンカー（1日2台）

②仮設ドッグラン

③子ども向け遊具「ふわふわドーム」設置（9月29日（日）のみ）

狙い：○2週間連続でイベントを実施し、休日だけでなく平日を含むデータを収集

○キッチンカーを出店し、公園内飲食施設のニーズを把握

○仮設ドッグランによる利用頻度の少ないエリアの新たな利活用方策の検討
およびペットサービスに対するニーズを把握

○ふわふわドーム遊具を設置したことによる集客力等の効果を把握

調査結果：

キッチンカー利用者数 458名 ドッグラン利用者数 325名 アンケート回収数 723

結果データ（速報）：市内 67% 県内 22% 県外 3% 無回答 8%

キッチンカー満足度 89% ドッグラン満足度 82%

10月26日(土)～10月27日(日)

場所：■森公園(多目的グラウンド：パークゴルフ)

(中央芝生広場池前：青空ヨガ)

内容：①パークゴルフ ※仮設3ホール設置

②青空ヨガ(10月26日のみ開催)

※10月26日については、キッチンカーによる無料コーヒーを提供

狙い：○公園における新規スポーツ機能に対するニーズを把握

調査結果：

パークゴルフ利用者数54名 青空ヨガ利用者数20名 アンケート回収数71

結果データ(速報)：市内69% 県内23% 県外3% 無回答5%

パークゴルフ満足度96% 青空ヨガ満足度90%

11月23日(土・祝)～11月24日(日)

場所：■森公園(炊飯場～多目的グラウンド付近：マルシェ、アウトドア&バンライフ展)(トリムコース：ノルディックウォーキング、フリーマラソン)

●センター(集いのひろば：マルシェ、フラダンス)(宿泊サービス棟シャワールーム：フリーマラソン対応ランステーション)

内容：①マルシェ(キッチンカー含め物販・飲食テント各40店舗が両日出店)

②アウトドア&バンライフ展(キャンピングカー展示、手作りキャンピングカー実演、キャンプグッズ販売、ほか)

③スポーツイベント(ノルディックウォーキング講習会(11月23日のみ開催※有料、フリーマラソン(11月24日のみ開催))

④フラダンス発表会(11月24日のみ開催)

狙い：○大規模マルシェのほか、スポーツや行楽系など幅広いイベントを一度に開催することによる集客力や利用者ニーズを把握

○利用者の中で最も多いランナーなどスポーツ愛好家のランステーションに対するニーズを把握

調査結果：

来場者数約3,000名(土曜日約1,200名、日曜日約1,800名)

売上約200万円 アンケート回収数349

結果データ(速報)：市内47% 県内41% 県外11% 無回答1%

マルシェ満足度65% アウトドア&バンライフ展満足度52%

ノルディックウォーキング満足度65% フリーマラソン満足度48%

フラダンス発表会67%

11月30日(土)～12月1日(日)

場所：●センター（宿泊サービス棟、管理研修棟、つどいの広場（中庭））

内容：①コーヒー店（鈴鹿市内3店舗、県内3店舗、県外7店舗）

②パン、ケーキ、和菓子店（鈴鹿市内7店舗）

③音楽演奏（中庭でのギターやドラム演奏）

狙い：○年間を通した利用者の増加に向け、短期イベントによる集客効果、ニーズ、来場者の声を収集分析

調査結果：

来場者数約1,500名（土曜日約650名、日曜日約850名）

コーヒーチケット販売数745セット

（チケット3枚綴りセット当日1,500円、前売り1,200円、おかわり1,000円）

アンケート回収数246

結果データ（速報）：市内48% 県内38% 県外5% 無回答9%

コーヒーフェスティバル満足度87%

3 今後のスケジュール

今後、民間活力導入可能性調査のうち、「④新機能案の経営シミュレート分析」と、「⑤民間関連事業者へのサウンディング調査」を実施し、調査分析結果をまとめ次第、有識者や官民連携専門家、民間事業者による会議において意見をいただいた上で、想定される複数の方向性案の比較検討を行います。

1 2 三重県総合教育会議の開催状況について

1 令和元年度第5回総合教育会議

- (1) 開催年月日 令和元年12月2日
- (2) 出席者 知事、県教育委員会（教育長、教育委員4名）
- (3) 協議事項 ①次期「三重県教育施策大綱」中間案（修正版）について
②特別支援教育について
- (4) 主な意見 (○：教育長・教育委員 ●：知事)

①次期「三重県教育施策大綱」中間案（修正版）について

- 三重らしさについて、若者の県外流出が課題となっている中、三重とつながり、三重を応援する気持ちを育ててほしいと考えており、大綱でその考えをぜひ実現して欲しい。
- 幼児教育の重要性については、施策の取組に丁寧に記述があるが、中でも「幼稚園・認定保育園・保育所の幼児教育のセンターとしての機能を充実します」という取組は非常に前進した取組だと思う。
- 学校に関わる当事者すべてにとって、学校が安全安心の場であるべきと考えており、業務改善については、時間削減だけでなく、多忙感の中には精神的なストレスもあるため、この観点も含め、教員にとって安心して働ける学校であることが重要である。
- 企業等の役割として、就職につながるような、企業ならではの活動があるとうい。
- 「生き抜いていく」という言葉については、今の教育のおかれた状況をよく反映している。これまで3つの施策としてきた「知・徳・体の育成」を一体的にし、「生き抜いていく」力を養っていく考え方は良い。
- 社会情勢の変化や基本方針の部分には注釈がないので、SDGsなどについて、より分かりやすくなるよう、注釈を付してもよいのではないか。
- 「いかに地域が子どもたちを育てていくのか」ということを書き込んでいると感じる。施策体系が、年齢的な段階ごとの学びについて記述されている点も、三重らしさである。
- グローバルな視野や地域社会に貢献しようという「志」をもてるような学習の推進については、高校生に限らなくてもよい。
- この大綱に基づいて、具体的な施策が実施されていくことになるので、表現についてもわかりやすくなるよう見直していききたい。

②特別支援教育について

- 特別な支援を必要とする子どもたちが地域の中で安心して自分らしく生きていくため、また、卒業後に大人になって自立して生きていくため、どうしたらいいのかを考えることが大切である。知的障がいや自閉症・情緒障がいの子どもたちが増えていると思うが、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由の子どもへの取組も必要である。三重県の場合は、定期検診の際に支援の必要性をチェックし、親子に療育を行ってきているが、療育段階から高等部までのつながりが大切である。
- 特別支援学校ではなく高等学校に進学した子どもたちの指導・支援の充実や、本人を含めた家族のケアをどうすればよいか考えることが大切である。
- 就学時にどのような学びの場を選択するのかを考える際の両輪がCLMとパーソナルカルテだと思う。パーソナルカルテの名称の変更については、ソフトな印象の名前となるとよい。
- 何かあった時に相談ができる医療、福祉、教育が連携したワンストップ機能を充実していくことが大切である。
- 小中学校教職員の専門性の向上を図るため、特別支援学校のセンター的機能をより充実させていくべきである。
- 仕事に就くということは自分の居場所の再確認になるため、企業等が特性に合った仕事を準備することや、これまでの学びや成長の過程の情報共有が大切である。働き方も多様となり、在宅で働くことも可能な時代で、社会で今、どういう働き方が行われているのかということについて、教員が知ることでも大切である。
- 特別な支援を必要とする子どもたちが増えている状況をどう捉えるのかを議論することが必要。インクルーシブをめざすのか、特別支援学校等における専門的な教育をめざすのか、現在の日本の状況ではどちらも選びがたい。インクルーシブをめざすなら、授業の態様を変えるなどして、一人ひとりのニーズに応じた教育を提供することが必要となる。現状では、両輪で進め、いずれはインクルーシブという方向性を指し示すことが重要ではないか。
- インクルーシブか専門的な教育かということについては大きな課題である。特別な支援が必要な子どもの増加については、特別な支援に対する理解や支援が進んで、制度化されてきたことが要因の一つと思っている。それぞれの子どもが自立して社会参画していくために、教育の段階でどう支援していくかが大事だと思っている。
- 農福連携で重視している取組の一つが、特別支援学校で農業の職場実習などの取組を進めてもらうことである。

農業関係に就職する人が2%という状況であり、教育委員会や特別支援学校が職場開拓や職場実習に取り組むことにより、子どもの特性に応じた就労先を増やすとともに、地域によっては、林業や水産業にも広げていきたい。

医療と福祉に関係する部分については、関係部局が連携した子どもたちや家族の安心につながる取組を加速させていきたい。障がいのある方の働き方を研究している部局もあり、情報共有など連携を進めたい。

1 3 審議会等の審議状況について（令和元年9月18日～令和元年11月24日）

1 三重県教育改革推進会議

1 審議会等の名称	第3回三重県教育改革推進会議
2 開催年月日	令和元年9月27日
3 委員	会長 小林 慶太郎 委員 織田 泰幸 他6名（出席者計8名）
4 諮問事項	<ul style="list-style-type: none"> ・次期三重県教育ビジョン（仮称）の策定について ・三重県特別支援教育推進基本計画の改定について
5 調査審議結果	<p>（1）次期三重県教育ビジョン（仮称）の中間案について審議しました。 （主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の中間案では、三重の教育の現状に関する記述が充実したと感じた。三重の特色を強みとした記述ぶりとなっており、評価できる。将来的には、他地域と比べて絶対に負けないという内容が盛り込めればよいと思う。今後は、若い世代に対し、教職に対する魅力を発信し、質の高い教員を確保する取組を積極的に推進していくことが大切である。 ・働き方改革を進めるためには、教職員や学校だけでなく、保護者が現状を理解し、子どもの教育にとってどうかという観点から、共に考えていくことが大切である。 ・施策「特別支援教育の推進」について、現行のビジョンには盛り込まれていた「インクルーシブ」の文言が見当たらないため、「共に学ぶ」という姿勢を示すためにもキーワードとして必要ではないか。 ・無形文化財の担い手として子どもたちは地域で期待されているので、記述してはどうか。 <p>（2）三重県特別支援教育推進基本計画の中間案について審議しました。 （主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流および共同学習の充実について、子どもたちが地域とつながることは大切である。市町と協働してさらなる充実を考えていくべきである。
6 備考	次回開催予定：令和元年12月10日